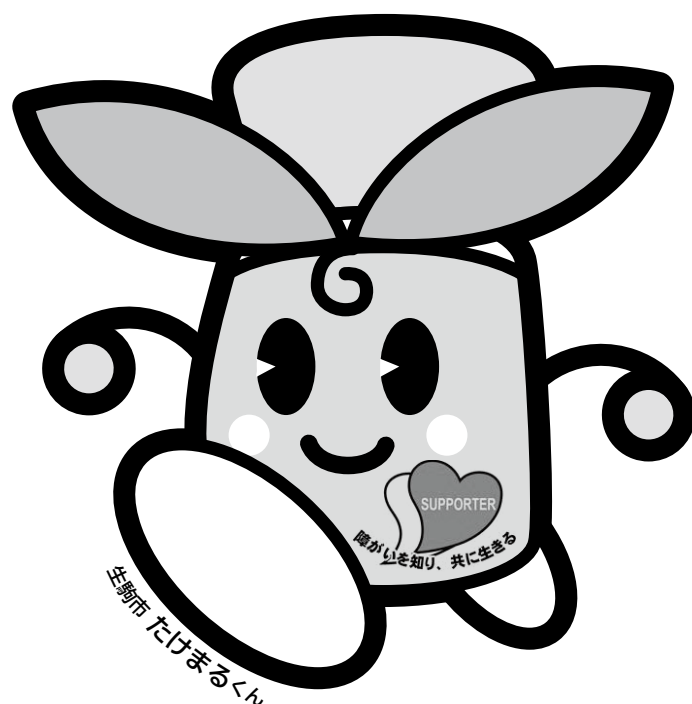


あゆみ

障がい福祉のあんない



生駒市 障がい福祉課

目 次

① 福祉に関する相談

1	福祉事務所	1
2	生活支援センターあけび	1
3	生活支援センターかぎぐるま	1
4	生活支援センターコスモールいこま	1
5	生活支援センターあすなろ	1
6	奈良県発達障害者支援センターでいあー	2
7	なら西和障害者就業・生活支援センターライク	2
8	高次脳機能障害支援センター	2
9	こども家庭センター こどもサポート係	2
10	奈良県中央こども家庭相談センター	3
11	身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所	3
12	郡山保健所	4
13	社会福祉協議会	4
14	民生委員・児童委員	4
15	相談員（身体障がい者相談員・知的障がい者相談員）	4
16	障害者110番	5
17	児童家庭支援センター	5
18	奈良県障害者権利擁護センター・生駒市障害者虐待防止センター	5
19	生駒市権利擁護支援センター	6
20	生駒市くらしとしごと支援センター	6
21	生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）	6
22	見え方で困っている方の相談・支援窓口	7
23	奈良県視覚障害者福祉センター	7
24	奈良県聴覚障害者支援センター	7
25	奈良県重症心身障害児者支援センター	7

② 手帳の交付

1	身体障害者手帳	8
2	療育手帳	9
3	精神障害者保健福祉手帳	10

③ 児童福祉法の通所給付（サービス）のご案内

1	通所給付（サービス）利用までの流れ	12
2	通所給付（サービス）の種類	12
3	通所支援の利用者負担額	12

4 障害者総合支援法のご案内

1	障害者総合支援法の概要	13
2	サービスのしくみ	13
3	障害福祉サービス利用までの流れ	15
4	障害福祉サービスの種類	16
5	自立支援医療（更生医療）	17
6	自立支援医療（育成医療）	17
7	自立支援医療（精神通院）	18
8	指定事業者・施設	19
9	各種情報	19
資料	令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）	20

5 日常生活の支援

1	補装具費の支給	23
2	日常生活用具の給付	23
3	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	26
4	難聴児補聴器購入費の助成	27
5	車いすの貸出し	27
6	補聴器の貸出し	27
7	福祉向け住宅への入居	27
8	緊急通報システム	28
9	緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業	28
10	FAX119・NET119	28
11	災害時における緊急情報FAX（生駒市緊急情報配信サービス）	28
12	災害時のストマ装具保管	29
13	まごころ収集（ごみ収集サービス）	29
14	認可保育所等における保育料の軽減、副食費の免除	29
15	公立幼稚園・こども園における預かり保育の利用料の免除	29
16	高齢者予防接種	30
17	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	30
18	電話リレーサービス	31
19	文字表示電話サービス（ヨメテル）	31
20	手話リンク	31
21	災害時に避難支援を必要とする人の台帳登録事業	31

6 社会参加の促進のために

1	生駒市障がい者等交通費等助成制度（生きいきクーポン券配布事業）	32
2	手話通訳者の派遣	32
3	要約筆記者の派遣	32
4	盲ろう者向け通訳・介助員の派遣	32
5	失語症者向け意思疎通支援者の派遣	32
6	重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業	33
7	自動車運転免許取得費の助成	33
8	自動車改造費の助成	33
9	点字・声の広報	33
10	点字・声のあゆみ	33

11	中途失明者等生活訓練事業	33
12	盲ろう者向け生活訓練強化事業	34
13	身体障害者補助犬の貸与	34
14	字幕ビデオ・DVDライブラリー貸出事業	34
15	図書館での対面音訳サービス	34
16	図書館資料の宅配サービス	34
17	デイジー図書の貸出	35
18	研修会・講習会等の案内	35
19	駐車禁止規制等の適用除外	36
20	郵便等による不在者投票	37
21	スポーツ大会や作品展	37

7 教育に関する相談

1	相談の窓口	38
---	-------	----

8 雇用・就労に関する相談

1	相談の窓口	39
2	就業・雇用促進	40

9 医療の相談・助成

1	相談の窓口	41
2	医療費の助成など	41
3	障害者総合支援法による更生医療・育成医療の指定医療機関	43

10 年金・手当・貸付

1	年金・手当	46
(1)	特別障害者手当	46
(2)	障害児福祉手当	46
(3)	児童扶養手当	46
(4)	特別児童扶養手当	46
(5)	障害基礎年金	47
(6)	特別障害給付金	47
(7)	心身障害者扶養共済制度	47
2	生活福祉資金の貸付	48

11 施設等の利用または入所をするには

12 税の減免等

1	相談の窓口	50
2	税の減免など	50
(1)	国税	50
(2)	地方税	51
(3)	医療費控除について	51
(4)	マル優制度（非課税貯蓄）	51
(5)	自動車税	52

13	公共料金等の割引	
1	鉄道運賃の割引	53
2	バス運賃の割引（奈良交通）	53
3	コミュニティバス「たけまる号」運賃の割引	53
4	タクシー運賃の割引	53
5	国内航空運賃の割引	54
6	有料道路通行料金の割引	54
7	NHK放送受信料の減免	55
8	点字郵便物等の無料および割引の扱い	55
9	NTTの番号案内の無料案内、携帯電話の割引	55
10	生駒ふるさとミュージアム特別展観覧料無料	55
11	市営自動車駐車場料金の免除（生駒駅南、生駒駅北地下、ベルテラスいこま）	56
12	市営自転車駐車場利用料金の減免（生駒駅前、生駒駅前第2、生駒駅南、生駒駅北、谷田、谷田第2）	56
13	生駒山麓公園施設の使用料の減免	56
14	市民プール等の使用料の減免	57
15	県立公共施設等の主な減免	57
14	市内にある障がい者団体等の紹介	58
15	福祉に関するボランティア登録団体の紹介	59
16	視聴覚障がいに関する活動をしているボランティアグループ	61
17	主要連絡先	62

- 別表1 身体障害者障害程度等級表
 別表2 障がい区分別該当施策一覧表



ユニバーサルデザイン（UD）
 の考えに基づいた、見やすい
 デザインの文字を採用してい
 ます

① 福祉に関する相談

1. 福祉事務所

障がいのある方についてのいろいろな相談を受けたり、必要な援助などを行う窓口です。
たとえば、福祉サービスや補装具などの相談を受けています。

〒630-0288 生駒市東新町8番38号 市役所1階 9番窓口 障がい福祉課
TEL 74-1111 内線 7260・7270
FAX 74-1600

2. 生活支援センターあけび

主に身体障がいの方やその家族の方々から福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用など、地域での生活における総合的な相談を受けています。

〒630-0221 生駒市さつき台2丁目6-1 福祉センター内
TEL 71-6117
FAX 71-6127

3. 生活支援センターかざぐるま

主に知的障がいの方やその家族の方々から福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用など、地域での生活における総合的な相談を受けています。

〒630-0256 生駒市本町9-12 シルクハイツ高木201
TEL 75-1460
FAX 75-1462

4. 生活支援センターコスモールいこま

主に精神障がいの方やその家族の方々から福祉サービスの利用調整や援助、社会資源の活用など、地域での生活における総合的な相談を受けています。

〒630-0256 生駒市本町7-14 ブルームビル1階
TEL 73-7000
FAX 73-7660

5. 生活支援センターあすなろ

主に幼児・学童期の発達気になる子ども・障がい児とその家族に対して、通所や福祉サービス等の情報提供や利用調整、幼稚園・保育園・学校等や福祉施設との連絡調整など、様々な相談を受けています。

〒630-0261 生駒市西旭ヶ丘12-3 総合支援センターあずさ内
TEL 75-0525
FAX 75-0531

6. 奈良県発達障害者支援センターでいあー

発達障がいのある児童（者）とその家族に対して、総合的な相談を受けています。

〒636-0393 磯城郡田原本町多722 奈良県障害者総合支援センター内

TEL 0744-32-8760

FAX 0744-32-8761

7. なら西和障害者就業・生活支援センターライク

障がいや難病のある方が安心して働く、働き続けるための相談・支援を行います。ご本人・ご家族・事業者等からの相談を受け、関係機関と連携して就業生活のサポートをしています。

〒639-1134 大和郡山市柳2-23-2

TEL 0743-85-7702

FAX 0743-85-7703

8. 高次脳機能障害支援センター

高次脳機能障がい者に対する支援を総合的に行う拠点として、本人やその家族などからの相談に応じ、必要な指導や助言を行い、関係機関との連携を図りながらニーズに合った支援を行います。

〒636-0393 磯城郡田原本町多722 奈良県障害者総合支援センター内

TEL 0744-32-0205

FAX 0744-32-0205

9. こども家庭センター こどもサポート係

18歳に達するまでのお子さんの家庭での心配ごとについて、専門の相談員（家庭相談員）が相談に応じます。

〒630-0257 生駒市元町1丁目6-12 生駒セイセイビル3階

TEL 0743-73-1003（相談ダイヤル）

0743-73-1005（代表）

FAX 0743-73-5583

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

9時～16時30分

10. 奈良県中央こども家庭相談センター

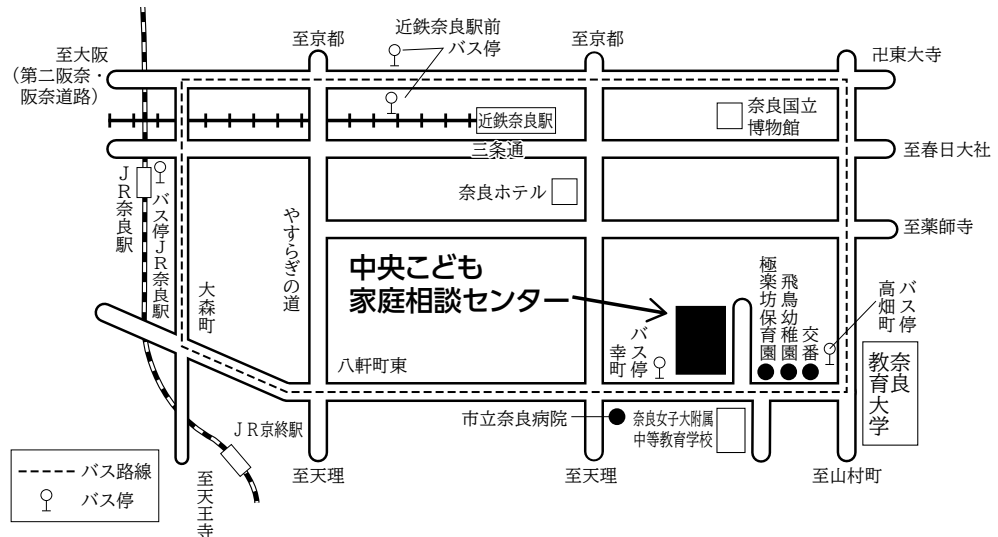
18歳未満の児童のあらゆる問題について、医師・心理判定員・ケースワーカーなどの専門職員が相談に応じ、適切な判定、指導を行っています。特に専門的な分野で総合的な判定を行い、必要な措置や施設入所手続などを行っています。

〒630-8306 奈良市紀寺町833

TEL 0742-26-3788

FAX 0742-26-5651

(案内図)



(アクセス) 近鉄奈良駅下車、市内循環バス(外回り)にて15分、幸町バス停下車徒歩1分
JR奈良駅下車、市内循環バス(内回り)にて15分、幸町バス停前

11. 身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所

更生相談所では、医師・ケースワーカー・心理判定員等の職員が福祉事務所など関係機関との連携をとりながら専門的な立場から総合的に障がい者の更生相談や医学的判定などを行っています。

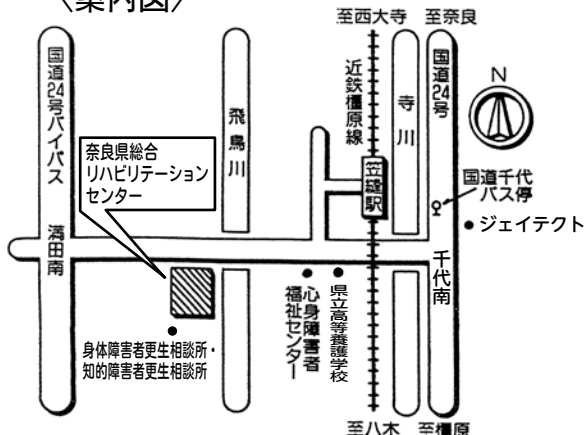
〒636-0393 磯城郡田原本町多722

TEL 0744-32-0200 (内線116)

0744-32-0210 (直通)

FAX 0744-32-0650

(案内図)



(アクセス)

- ・近鉄笠縫駅……………1.3km (徒歩約20分)
- ・近鉄田原本駅……無料送迎バス(約10分)
又は、タクシー(約10分)
- 無料送迎バス 区間：近鉄田原本駅(西口)～
リハビリテーションセンター
- ・近鉄八木駅……………タクシー(約15分)

12. 郡山保健所

精神疾患、アルコール依存症、認知症などの保健福祉に関して専任の精神保健福祉相談員、保健師などが相談に応じ、必要があれば自宅への訪問指導を実施しています。

また、難病、特定疾患の方の総合的な窓口になります。

〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 (県郡山総合庁舎内)

TEL 0743-51-0197 (精神保健難病係)

FAX 0743-52-6095

難病相談支援センター 0743-55-0631

13. 社会福祉協議会

地域住民が主体となり、関係機関・団体と連携をはかりながら、地域福祉を推進しています。

また、ボランティア活動や福祉サービスを通じて障がい者の社会参加のための助力活動を行っています。

協議会名	所在地	電話・FAX
奈良県社会福祉協議会	〒634 橿原市大久保町320-11 -0061 奈良県社会福祉総合センター内	TEL 0744-29-0100 FAX 0744-29-0101
生駒市社会福祉協議会	〒630 生駒市元町1丁目6番12号 -0257 生駒セイセイビル4F	TEL 0743-75-0234 FAX 0743-73-0533

※市内で活躍されているボランティアグループは57~61ページに掲載しています。

14. 民生委員・児童委員

社会福祉の増進のため、地域社会の障がい者や児童・老人・生活に困っている方の相談に応じるとともに、福祉事務所などの関係機関の業務に協力いただいています。

なお、皆さんの近くの地域の民生委員・児童委員については地域共生社会推進課または生駒市社会福祉協議会にお問い合わせください。

15. 相談員

(1) 身体障がい者相談員

身体障がい者の日常生活上の相談に応じ、必要な指導を行い、市福祉事務所など関係機関と連携をとって地域福祉の増進に努めています。

生駒市内の身体障がい者相談員 (敬称略・順不同)

(令和8年4月現在)

氏名	ふりがな	住所	電話・FAX	備考
世良 桂子	せら けいこ	生駒市鹿ノ台北3-12-12	TEL 79-9740	肢体
鵜飼 里枝子	うかい りえこ	生駒市ひかりが丘2-2-7	TEL 25-5823	肢体
森田 富廣	もりた とみひろ	生駒市東新町3-9-701	TEL 090-2358-3339	視覚
古川 博子	ふるかわ ひろこ	生駒市老分町120-1 ファインコート622	FAX 76-8757	聴覚
田中 菊江	たなか きくえ	生駒市萩原町1-13	TEL 76-6603	肢体
角谷 景子	かどや けいこ	生駒市俵口町1043	FAX 74-1363	聴覚(手話)
木津 和久	きづ かずひさ	生駒市小平尾町232-20	TEL 77-7401	じん臓

(2) 知的障がい者相談員

知的障がい者の日常生活上の相談に応じ、必要な指導を行い、市福祉事務所など関係機関と連携をとって地域福祉の増進に努めています。

生駒市内の知的障がい者相談員 (敬称略・順不同) (令和8年4月現在)

氏名	ふりがな	住所	電話
安田 まゆみ	やすだ まゆみ	生駒市ひかりが丘2-11-14	TEL 79-3608
窪田 とき子	くぼた ときこ	生駒市萩の台3-8-30	TEL 76-6532
川端 美容子	かわばた みよこ	生駒市西菜畑町1509	TEL 73-3846
富上 美智代	とかみ みちよ	生駒市東菜畑2-866-16	TEL 75-7116

16. 障害者110番 (窓口) 一般社団法人奈良県手をつなぐ育成会

障がい者とその家族を対象に、生命・身体、仕事や家庭での悩みごと、財産・金銭問題など、障がい者のいろいろな相談に応じます。

〔奈良県障害者110番ホットラインほほえみ〕 TEL・FAX 0744-29-0159

◎電話相談・面接相談

- ・月～水、金曜日の午前10時～午後3時 (休み：木土日祝日・年末年始・夏季休暇)
- ※時間外は留守番電話、FAXをご利用ください。
- ・相談無料・秘密は厳守します。

17. 児童家庭支援センター

18歳未満の子どもとその家族の福祉に関するさまざまな問題について、相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

名称	所在地	電話・FAX	メールアドレス
児童家庭支援センター てんり	〒632-0018 天理市別所町715-3	TEL 0743-63-8162 FAX 0743-68-1721	tenri@sand.ocn.ne.jp
児童家庭支援センター あすか	〒633-0053 桜井市谷265-4	TEL 0744-44-5800 FAX 0744-44-5811	asuka-ga@gaea.ocn.ne.jp

18. 奈良県障害者権利擁護センター・生駒市障害者虐待防止センター

家庭や障害福祉サービス事業所、職場等での障がい者虐待についての通報、届出、相談に応じしています。

	所在地	相談時間
奈良県障害者権利 擁護センター (奈良県障害福祉課内)	TEL 0742-27-8516 (専用ダイヤル) 0742-22-1001 (夜間・土日祝日) (県庁夜間休日代表電話) FAX 0742-22-1814 (県庁障害福祉課FAX) メール 奈良県障害福祉課HP内お問い合わせフォームへ	※平日8時～17時15分 ※夜間・土日祝日は県庁夜間休日代表電話にご連絡下さい。折り返し担当者からご連絡します。 ※FAX、メールの確認は、平日の8時～17時15分になります。
生駒市障害者虐待 防止センター (障がい福祉課内)	TEL 74-1111 FAX 74-1600 メール syougai@city.ikoma.lg.jp	※平日9時～16時30分 ※夜間・休日は市役所の代表電話にご連絡ください。折り返し担当者からご連絡します。 ※FAX・メールの確認は平日の9時～16時30分になります。

19. 生駒市権利擁護支援センター

認知症や知的障がい、精神障がいなどで判断能力に不安がある方が、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を続けられるように、権利擁護・成年後見制度に関する相談、日常の金銭管理の相談支援をします。また、地域のみなさまに権利擁護支援サポーター養成講座、権利擁護に関するセミナーなどを実施します。

センター職員（社会福祉士）による相談のほか、弁護士、司法書士による相談会もあります。
（要予約）

〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市役所内
TEL 0743-73-0780

20. 生駒市くらしとしごと支援センター

暮らし・住まい・健康・仕事・家族など多様な課題を抱えた方々の課題を整理し、どのような支援が必要かを一緒に考え、他の専門機関と連携して、解決に向けて支援を行います。収入や生活費、公共料金の滞納などの家計改善への支援や、長期失業やひきこもり、ニートの方への就労支援、また、複合的な課題により制度の狭間で支援を受けられなかった方への生活や就労に関する相談に対応しています。

〒630-0288 生駒市東新町8-38 生駒市役所内
TEL 0743-73-0780

21. 生駒市子ども・若者総合相談窓口（ユースネットいこま）

不登校、ニート、ひきこもり等社会生活上様々な困難を抱える方を支援するための総合的な相談を受けています。専門の相談員が、問題解決に向けて面談、情報提供など必要な支援を実施します。ご本人だけでなく、ご家族などからの相談も可能です。

〒630-0245 生駒市北新町12-32 教育支援施設2階
火曜日・木曜日～日曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時
面談（1回50分・予約制）
※オンライン相談や電話相談も行っています（相談料は無料）
TEL 0743-74-7100
HP <https://youthnetikoma.com/>

22. 見え方で困っている方の相談・支援窓口

目に障がいがあるために困っていることや、社会で自立していくための生活訓練の方法について、本人だけでなく、家族、学校の先生など、どなたからでも相談を受け付けます。

盲学校への入学、鍼灸マッサージの資格や卒業後の進路等の相談にも応じます。

成人の方も本校の対象です。

〒639-1122 大和郡山市丹後庄町222-1

奈良県立盲学校 視覚支援室

TEL 0743-56-3171

FAX 0743-56-9148

メール mou@nps.ed.jp

23. 奈良県視覚障害者福祉センター

視覚障害者福祉センターでは、視覚障害者福祉の向上を図るために、点字図書及び録音図書などを製作し、それらの貸出し等情報提供を行うとともに、点訳・音訳奉仕員（ボランティア）を養成しています。また、対面読書サービス、プライベートサービス、視覚障害者に関する相談等も行っています。

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター 3階

TEL 0744-29-0123

24. 奈良県聴覚障害者支援センター

聴覚障害（ろう、中途失聴・難聴、盲ろう）者ご本人やその家族、学校、雇用主からの聞こえに関するさまざまな相談を受けています。関係機関との連携を図りながら、支援を行います。電話や面接のほか、公式LINEからの相談もできます。

〒634-0061 橿原市大久保町320-11 奈良県社会福祉総合センター 4階

月曜日～土曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

TEL 0744-21-7880

FAX 0744-21-7888

HP <https://nds-center.nara.jp>

25. 奈良県重症心身障害児者支援センター

在宅の重症心身障害児者、医療的ケア児等とその家族が、身近な地域で安心して暮らせるよう相談に応じます。心身の状況に応じた適切な支援を受けられるよう、医療・福祉・保健その他の関係機関と連携・調整します。本センターは「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（令和3年9月施行）における「医療的ケア児支援センター」の機能も担っています。

〒636-0393 磯城郡田原本町多722番地 奈良県障害者総合支援センター内

TEL 080-7042-9539

メール nara.jushin.c@gmail.com

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）9時～17時

来所相談は要予約

2 手帳の交付

1. 身体障害者手帳

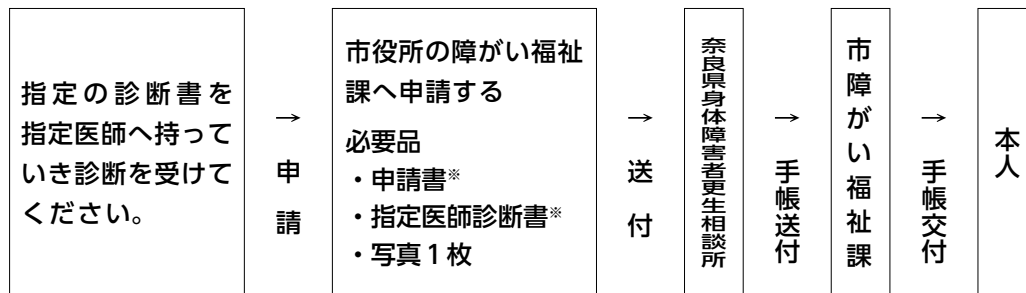
(窓口) 障がい福祉課

身体に障がいのある方が様々な援助を受けるためには、まず身体障害者手帳の交付を受けることが必要です。

対象となる障がいの種類は、①視覚、②聴覚・平衡機能、③音声・言語・そしゃく機能、④肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性）、⑤内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）で、その程度により1級～6級に区分されています。

なお、身体障害者手帳の交付に関する診断は、指定医師でないとできませんので、障がい福祉課におたずねください。また、申請する際には、本人の写真（横3cm・縦4cm、上半身、1年以内に撮影したもの、パラロイド写真や家庭でのプリント写真は不可）が必要です。申請の際には、個人番号のわかるものと本人確認書類をご持参ください。

[交付申請の流れ]



※申請書、指定の診断書は市役所の障がい福祉課にあります。

① 新規交付

必需品……………指定の診断書（6か月以内のもの）・写真（横3cm・縦4cm）1枚

② 等級変更・障害名追加による再交付

障がい程度が変わったり、他の障がいが出た場合には再交付の手続きをしてください。

必需品……………指定の診断書（6か月以内のもの）・写真（横3cm・縦4cm）1枚
・現在お持ちの身体障害者手帳

③ 紛失・破損による再交付

手帳を紛失または破損したときは再交付の手続きをしてください。

必需品……………写真（横3cm・縦4cm）1枚　破損した手帳（破損した場合）

④ 居住地・氏名変更

住所が変わったり、市外へ転出したりする場合、氏名が変わった場合には届出が必要です。

必需品……………現在お持ちの手帳

⑤ 返 還

手帳の交付を受けた方が死亡された場合または障がい軽減・除去し、法に定める障がいに該当しなくなったときは手帳を返還してください。

必需品……………現在お持ちの手帳

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

2. 療育手帳

(窓口) 障がい福祉課

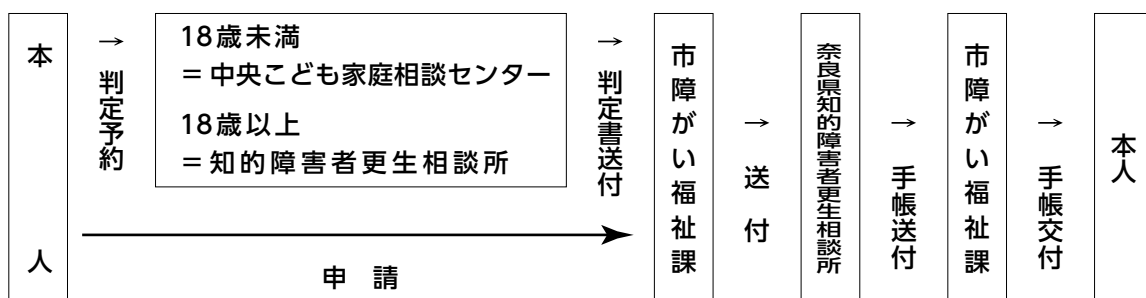
知的障がいの方が様々な援助を受けるためには、まず療育手帳の交付を受けることが必要です。

障がいの程度は、知能の発達・社会性・日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、A1（最重度）、A2（重度）、B1（中度）、B2（軽度）に区分されます。なお、平成22年5月31日以前に発行された手帳は引き続き有効です。平成22年6月1日以降に判定がない場合は、A（最重度、重度）とB（中度、軽度）に区分されています。

判定は、18歳未満の方は中央こども家庭相談センター、18歳以上の方は知的障害者更生相談所で行われます。また、判定は予約制になっています。

申請の際には、個人番号のわかるものと本人確認書類をご持参ください。

【交付申請の流れ】



① 新規交付

◇18歳未満の方……奈良県中央こども家庭相談センターに予約を取り、自ら判定を受けていただいたうえ、次の必要品を持って、障がい福祉課へ申請してください。

◇18歳以上の方……まず障がい福祉課で面談を行ってから、知的障害者更生相談所で判定を受けていただきます。その後、次の必要品を持って、障がい福祉課へ申請してください。

必要品………・写真1枚（横3cm・縦4cm 上半身・6か月以内に撮影したもの）
※ポラロイド写真や家庭でのプリント写真は不可）

② 更新手続

手帳交付の際に次回の判定時期が記載されていますので、その時期がきましたら、18歳未満は中央こども家庭相談センター、18歳以上は知的障害者更生相談所に各自予約をとり、手帳を持参のうえ判定を受けてください。

③ 再交付

手帳を紛失や破損、または障害程度に変更があったときは再交付の手続をしてください。

必要品………・破損した手帳（破損の場合）
・写真1枚（横3cm・縦4cm 上半身・6か月以内に撮影したもの）
※ポラロイド写真や家庭でのプリント写真は不可）

④ 居住地・氏名変更

住所が変わったり、市外へ転出したりする場合、氏名が変わった場合には届出が必要です。

必要品………・手帳

⑤ 返 還

手帳の交付を受けた方が死亡・県外へ転出・必要でなくなった場合は手帳を返還してください。

必要品……………・手帳

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

3. 精神障害者保健福祉手帳

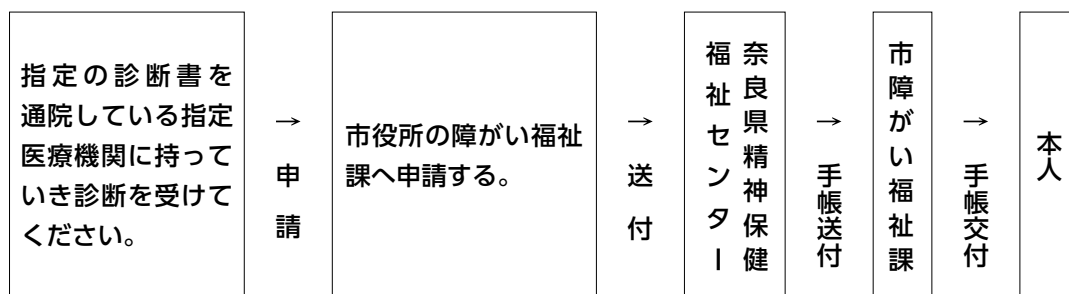
(窓口) 障がい福祉課

精神障害者保健福祉手帳の対象者は、一定の精神障がいの状態のために、日常生活や社会生活で制約を受けている方です。

障がいの等級は、その程度によって1級から3級に区分されます。

手帳の有効期間は2年間で、更新される場合は有効期限の3か月前から3か月後まで更新手続きを行うことができます。

[交付申請の流れ]



※申請書、指定の診断書は市役所の障がい福祉課にあります。

① 新規、更新、障害等級変更

次のものをそろえて、障がい福祉課へ提出してください。

- ・ 指定の申請書
- ・ 指定の診断書（受理日の3か月以内に作成されたものであり、初診から6か月以上経過した時点のもの。）
- ・ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳（更新、障害等級変更の場合）
- ・ 写真1枚（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）
- ・ 個人番号のわかるもの
- ・ 本人確認書類

○精神障がいを事由とした障害年金を受けている方は、次のものでも手帳の交付申請が可能です。

- ・ 指定の申請書
- ・ 障害年金証書の写し（年金裁定通知書と一体になっている証書はその部分を含む）、直近の年金振込通知書または年金支払通知書、年金額改定通知書の写しのうちいずれか1点
- ・ 年金照会についての同意書
- ・ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳（更新、障害等級変更の場合）
- ・ 写真1枚（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）
- ・ 個人番号のわかるもの
- ・ 本人確認書類

※平成18年10月1日から、特別障害給付金を受けている方も同様に①受給資格者証の写し②国庫金送金通知書③照会についての同意書を申請書に添付することで手続きができるようになりました。

※写真の貼付を特段の理由により希望しない場合は不要です。ただし、サービスに差異が出る場合があります。

※手帳等級に変更のない更新の場合は、現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳の更新欄に新たな期限を押印することができます。ただし、更新欄を2つとも使用した場合は、その次の更新で再発行となります。

② 再交付

手帳を紛失、破損したり、写真貼付の様式への変更をしたりするとき。

- 必要品
- ・ 指定の申請書
 - ・ 破損した手帳（破損した場合）
 - ・ 写真（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）
 - ・ 本人確認書類

③ 市内転居・県内転入

- 必要品
- ・ 指定の申請書
 - ・ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 本人確認書類

④ 氏名変更

- 必要品
- ・ 指定の申請書
 - ・ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 本人確認書類
 - ・ 写真（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）

⑤ 県外からの転入

前住所地で交付された精神障害者保健福祉手帳の有効期限が引き継がれます。

- 必要品
- ・ 指定の申請書
 - ・ 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳
 - ・ 写真（横3cm×縦4cm 上半身で1年以内に撮影したもので、無背景のもの）
 - ・ 個人番号のわかるもの
 - ・ 本人確認書類

⑥ その他

手帳は他人に譲渡したり、貸与したりすることはできません。

③ 児童福祉法の通所給付（サービス）のご案内

1. 通所給付（サービス）利用までの流れ

（窓口）障がい福祉課

サービス利用までの流れとその概要	
流れ	概要
1 相談	障害児通所給付(サービス)の利用を希望されている児童の保護者は、生活支援センターにご相談ください。 ・どのようなサービスを利用したらよいか。 ・どのような事業者がどのようなサービスを提供しているのか。 ・申請の手続きはどうすればよいか。など
2 申請	利用したいサービスについて市障がい福祉課窓口に申請をします。
3 児童支援利用計画案の作成依頼	指定障害児相談支援事業者と契約し、児童支援利用計画案の作成を依頼します。
4 サービス利用意向聞き取り	指定障害児相談支援事業者が、申請者等から希望するサービス等の内容を聞き取ります。
5 児童支援利用計画案の作成・提出	指定障害児相談支援事業者が、聞き取った内容等をもとに児童支援利用計画案を作成し、市へ提出します。
6 支給決定 児童支援利用計画の作成	市が、介護や居住の状況、サービスの利用意向、児童支援利用計画案等をもとに、サービスの支給量などを決定します。また、課税状況などに応じて、サービス利用料の月額負担上限が決定され、受給者証が交付されます。指定障害児相談支援事業者が支給決定された内容をもとに、サービスを利用する事業者と相談しながら、児童支援利用計画を作成します。
7 事業者と契約	利用者がサービスを利用する事業者を選択し、受給者証を提示して契約をします。
8 サービス利用開始	児童支援利用計画、事業者が作成する支援計画に基づき、サービスの利用を開始し、事業者に対して利用料（原則として、サービス提供費用の1割ですが、月額負担上限があります）を支払います。

◎児童支援利用計画案は、申請者ご自身による作成も可能です。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

2. 通所給付（サービス）の種類

サービス類型	サービス名称	サービス内容	支給条件
通所・訪問系サービス	児童発達支援	主に未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	区分不要
	放課後等デイサービス	就学児に授業の終了後または休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
	居宅訪問型児童発達支援	人工呼吸器装着や重い疾病のため、児童通所サービスを受けるために外出できない児童に、自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他の必要な訓練などを行います。	
	保育所等訪問支援	保育所、幼稚園、学校等に通う児童に、他児との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	

県内の指定障害児通所支援事業者は奈良県ホームページをご覧ください。

3. 通所支援の利用者負担額

原則として、サービス提供費用の1割ですが、月額負担上限があります。

なお、令和元年10月1日から、3歳から5歳（クラス年齢で決まります）までの通所支援にかかる利用者負担が無償化されています。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

4 障害者総合支援法のご案内

1. 障害者総合支援法の概要

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい、難病等^{*}により、障がいのある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するための仕組みを一元化し、施設・事業を再編します。
- (2) 障がいのある人々に、身近な市町村が責任をもって一元的にサービスを提供します。
- (3) サービスを利用する人々もサービスの利用量と所得に応じた負担を行うとともに、国と地方自治体が責任をもって費用負担を行うことをルール化して財源を確保し、必要なサービスを計画的に充実させます。
- (4) 就労支援を抜本的に強化します。
- (5) 支給決定の仕組みを透明化、明確化します。

※令和7年4月1日から対象となる疾患が、369から376へ拡大されました。(詳細はP20～P22)

2. サービスのしくみ

障害者総合支援法による、総合的な自立支援システムの全体像は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。

- ・自立支援給付は個々の障がいのある人々の心身の状況や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、「自立支援医療」、「補装具」があります。
「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練などの支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用時のプロセスが異なります。
- ・地域生活支援事業は市町村の創意工夫を図るとともに、利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる意思疎通支援、移動支援、安心生活支援、地域活動支援センターなどの事業があります。

自立支援給付

〈障害福祉サービス〉

介護給付

- ・居宅介護（ホームヘルプ）
- ・重度訪問介護
- ・行動援護
- ・同行援護
- ・重度障害者等包括支援
- ・短期入所（ショートステイ）
- ・療養介護
- ・生活介護
- ・施設入所支援

訓練等給付

- ・自立訓練
- ・就労選択支援
- ・就労移行支援
- ・就労継続支援
- ・就労定着支援
- ・自立生活援助
- ・共同生活援助（グループホーム）

〈自立支援医療〉

- ・更生医療
- ・育成医療
- ・精神通院医療
- ※実施主体は都道府県など

〈地域相談支援給付〉

- ・地域移行支援
- ・地域定着支援

〈計画相談支援給付〉

- ・サービス利用支援
- ・継続サービス利用支援

〈補装具〉

児童福祉法

- 障害児通所給付
- ・児童発達支援
 - ・放課後等デイサービス
 - ・居宅訪問型児童発達支援
 - ・保育所等訪問支援

障害児入所給付

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設

障害児相談支援給付

※障害児入所給付の実施主体は都道府県

障がい者・児

地域生活支援事業

- ・障がい者等の理解を深めるための研修・啓発
- ・相談支援（関係機関との連絡調整、権利擁護）
- ・意思疎通支援（手話通訳者・要約筆記者などの派遣・重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業）
- ・福祉ホーム
- ・日常生活用具の給付または貸与
- ・成年後見制度利用の支援
- ・移動支援
- ・地域活動支援センター（創作的活動、生産活動の機会提供、社会との交流促進など）
- ・日中一時支援
- ・訪問入浴サービス
- ・安心生活支援事業（一人暮らし体験・安心生活相談・緊急時受け入れ）
- ・その他の日常生活または社会生活支援

支援

都道府県

- ・専門性の高い相談支援
- ・広域的な対応が必要な事業
- ・人材育成 など

3. 障害福祉サービス利用までの流れ

サービス利用までの流れとその概要	
流れ	概要
1 相談	障害福祉サービスを希望される方は、市障がい福祉課窓口や生活支援センターにご相談ください。 ・どのようなサービスを利用したらよいか。 ・どのような事業者がどのようなサービスを提供しているのか。 ・申請の手続きはどうすればよいか。など
2 申請	利用したいサービスについて、障がい福祉課窓口申請をします。ただし、障害者支援施設などに入所している人は、入所前に住んでいた市町村に申請します。
3 サービス等利用計画案の作成依頼	指定特定相談支援事業者と契約し、サービス等利用計画案の作成を依頼します。
4 障害支援区分の認定調査	認定調査員が、心身の状況に関する80項目の基本調査と概況の調査などを行います。(介護給付、新規の訓練等給付および地域相談支援給付)
5 一次判定	市が80項目の基本調査および医師意見書をもとに、コンピュータによる一次判定を行います。(18歳以上の介護給付)
6 二次判定(審査会)	一次判定結果や医師意見書と概況の調査をもとに、審査会で障害支援区分の二次判定を行います。(18歳以上の介護給付)
7 障害支援区分認定	市が申請者に障害支援区分の認定結果をお知らせします。(区分認定結果には非該当、区分1～6があります)
8 サービス利用意向聞き取り	指定特定相談支援事業者が、申請者等から希望するサービス等の内容を聞き取ります。
9 サービス等利用計画案の作成・提出	指定特定相談支援事業者が、聞き取った内容等をもとにサービス等利用計画案を作成し、市へ提出します。
10 支給決定 サービス等利用計画の作成	市が障害支援区分、介護や居住の状況、サービスの利用意向、サービス等利用計画案等をもとに、サービスの支給量などを決定します。また、課税状況などに応じて、サービス利用料の月額負担上限が決定され、受給者証が交付されます。指定特定相談支援事業者が、支給決定された内容をもとにサービスを利用する事業者と相談しながら、サービス等利用計画を作成します。
11 事業者と契約	利用者がサービスを利用する事業者を選択し、受給者証を提示して契約をします。
12 サービス利用開始	サービス等利用計画、事業者が作成する支援計画に基づき、サービスの利用を開始し、事業者に対して利用料(原則として、サービス提供費用の1割ですが、月額負担上限があります)を支払います。

◎サービス等利用計画案は、申請者ご自身による作成も可能です。詳しくは障がい福祉課までお問い合わせください。

4. 障害福祉サービスの種類

類型	名称	内容	支給条件	
介護給付	訪問系サービス	居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅に訪問し、入浴、食事の介護や家事の援助などを行います。	区分1以上
		重度訪問介護	重度の肢体不自由者・知的障がい者で常に介護を必要とする人にホームヘルパーが訪問し、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。	区分4以上 (注1)
		同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人が外出するときに、ガイドヘルパーが同行し、必要な支援を行います。	(注1)
		行動援護	自己判断能力が制限されている知的・精神障がい者が行動するときに、ガイドヘルパーが同行し、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。	区分3以上 (注1)
		重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。	区分6 (注1)
介護給付	通所・短期入所系サービス	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。	区分5以上 (注1)
		生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	区分3以上 (注1)
		短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	区分1以上
		自立訓練	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	区分不要
		就労選択支援	一般企業などの就労を希望する人に短期間の生産活動等の機会を提供し、就労に関する適性、知識及び能力のアセスメント等を通じ、適切な選択のための支援を行います。	
		就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
		就労継続支援（A型=雇用型、B型=非雇用型）	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。	
就労定着支援	障害福祉サービス(注3)を利用して一般企業に新たに雇用された人に、就労の継続を図るため、関係機関等との連絡調整や雇用に伴い生じる日常での問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。			
自立生活援助	施設等を退所した独居などの人に、訪問等で、必要な情報の提供および助言や相談、関係機関との連絡調整などの自立した日常生活を営むための環境整備に必要な助言を行います。			
介護給付等	居住系サービス	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。	
		共同生活援助（グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつまたは食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	区分不要 (注2)
	地域相談支援給付	地域移行支援	障害者支援施設等または精神科病院に入所・入院している障がい者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の支援を行います。	区分不要
		地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行います。	

(注1) 障害支援区分以外に一次判定調査項目等、他の条件があります。

(注2) 個別に介護を必要とする場合等は区分が必要です。

(注3) 生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援

5. 自立支援医療（更生医療）

（窓口）障がい福祉課

制度の内容

身体障害者手帳を持っている18歳以上の障がい者を対象とし、その日常生活能力や社会生活能力、職業能力を回復、向上、獲得することを目的に行われる医療です。（疾病、事故、災害などによる身体的損傷に対して行われる一般医療とは一線を画しています）

注意点

- ・原則、医療内容の事前判定制です。
- ・この医療は、指定医療機関においてのみ受けることができます。

利用者の負担

- ・原則、窓口で支払う負担は1割となります。
- ・1か月当たりの上限額は、原則加入する医療保険の自己負担限度額となります。なお、所得の低い方や継続的に医療費負担が発生する「重度かつ継続」に該当する方には、低い上限額が設定されます。（上限額の算定は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯として市民税の所得割額から計算します）
- ・入院時の食費は、入院と通院の公平を図る観点から、原則自己負担となります。

申請時の必要品（※申請書、指定の意見書は市役所の障がい福祉課にあります）

- ・申請書
- ・指定の意見書
- ・保険情報のわかるもの
（国保・後期高齢の方は、同一加入関係にある者全員分。社会保険の方は、対象者と被保険者分）

6. 自立支援医療（育成医療）

（窓口）障がい福祉課

制度の内容

身体に障がいのある18歳未満の児童を対象とし、これを放置すると一定の障がいを残すと認められ、手術等により確実な治療効果が期待できる場合、その医療費の一部を公費負担する制度です。

注意点

- ・原則、医療内容の事前判定制です。
- ・この医療は、指定医療機関においてのみ受けることができます。

利用者の負担

- ・原則、窓口で支払う負担は1割となります。

- ・ 1 か月当たりの上限額は、原則加入する医療保険の自己負担限度額になります。なお、所得の低い方や継続的に医療費負担が発生する「重度かつ継続」に該当する方には、低い上限額が設定されます。（上限額の算定は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯として市民税の所得割額から計算します）
- ・ 入院時の食費は、入院と通院の公平を図る観点から、原則自己負担となります。

申請時の必要品（※申請書、指定の意見書は市役所の障がい福祉課にあります）

- ・ 申請書
- ・ 指定の意見書
- ・ 保険情報のわかるもの
（国保の方は、同一加入関係にある者全員分。社会保険の場合は、対象者と被保険者分）

7. 自立支援医療（精神通院）

（窓口）障がい福祉課

制度の内容

精神疾患（てんかんを含む）で継続的に通院による治療を要する方を対象とし、指定医療機関での受診にかかった医療費の一部を公費負担する制度です。

注意点

- ・ 市障がい福祉課に申請した後、奈良県精神保健福祉センターで認定されると受給者証が交付されます。なお、申請から受給者証が交付されるまでは1か月半から2か月程度かかります。
- ・ 新規申請の受付日からの制度適用となります。
- ・ この医療は指定医療機関においてのみ受けることができます。
- ・ 受給者証の有効期限は1年間ですので毎年申請が必要です。継続申請の手続きは有効期限の3か月前から1か月後まで受付可能です。

利用者の負担

- ・ 薬剤費などを含む精神通院医療費の自己負担が原則1割になります（生活保護の方は自己負担なし）
- ・ 非課税の方や継続的に医療費負担が発生する「重度かつ継続」に該当する方には、上限額が設定されます。（上限額の算定は、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯として市民税の所得割額から算定されます。）

申請時の必要品（※申請書、指定の診断書、同意書は市役所の障がい福祉課にあります）

- ・ 申請書
- ・ 指定の診断書
- ・ 同意書
- ・ 保険情報のわかるもの
（国保・後期高齢の方は、同一加入関係にある者全員分。社会保険の方は、対象者と被保

険者分)

・ 個人番号の確認書類

8. 指定事業者・施設

市障がい福祉課にお問い合わせいただくほか、インターネットで情報をご覧いただくこともできます。

「奈良県障害者福祉のご案内」ホームページ <https://www.pref.nara.jp/11597.htm>

独立行政法人福祉医療機構ホームページ (WAM NET) <https://www.wam.go.jp/>

9. 各種情報

インターネットで各種の情報をご覧いただくことができます。

厚生労働省ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/>

奈良県ホームページ <https://www.pref.nara.jp/>

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病） △ 表記が変更された疾病（2疾病） ○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾 病 名	番号	疾 病 名
1	アイカルディ症候群	61	加齢黄斑変性 ○
2	アイザックス症候群	62	肝型糖原病
3	I g A腎症	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
4	I g G 4 関連疾患	64	環状20番染色体症候群
5	亜急性硬化性全脳炎	65	関節リウマチ
6	アジソン病	66	完全大血管転位症
7	アッシャー症候群	67	眼皮膚白皮症
8	アトピー性脊髄炎	68	偽性副甲状腺機能低下症
9	アペール症候群	69	ギャロウェイ・モワト症候群
10	アミロイドーシス	70	急性壊死性脳症 ○
11	アラジール症候群	71	急性網膜壊死 ○
12	アルポート症候群	72	球脊髄性筋萎縮症
13	アレキサンダー病	73	急速進行性糸球体腎炎
14	アンジェルマン症候群	74	強直性脊椎炎
15	アントレー・ピクスラー症候群	75	巨細胞性動脈炎
16	イソ吉草酸血症	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
17	一次性ネフローゼ症候群	77	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
19	l p 36欠失症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
20	遺伝性自己炎症疾患	80	筋萎縮性側索硬化症
21	遺伝性ジストニア	81	筋型糖原病
22	遺伝性周期性四肢麻痺	82	筋ジストロフィー
23	遺伝性膵炎	83	クッシング病
24	遺伝性鉄芽球形貧血	84	クリオピリン関連周期熱症候群
25	ウィーバー症候群	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群	86	クルーゾン症候群
27	ウィルソン病	87	グルコーストランスポーター 1 欠損症
28	ウエスト症候群	88	グルタル酸血症1型
29	ウェルナー症候群	89	グルタル酸血症2型
30	ウォルフラム症候群	90	クロウ・深瀬症候群
31	ウルリッヒ病	91	クローン病
32	HTRA1関連脳小血管病	92	クロンカイト・カナダ症候群
33	HTLV-1 関連脊髄症	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
34	A T R - X 症候群	94	結節性硬化症
35	A D H 分泌異常症	95	結節性多発動脈炎
36	エーラス・ダンロス症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
37	エプスタイン症候群	97	限局性皮質異形成
38	エプスタイン病	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
39	エマヌエル症候群	99	原発性局所多汗症 ○
40	MECP2重複症候群	100	原発性硬化性胆管炎
41	LMNB1関連大脳白質脳症	※ 101	原発性高脂血症
42	遠位型ミオパチー	102	原発性側索硬化症
43	円錐角膜	○ 103	原発性胆汁性胆管炎
44	黄色靭帯骨化症	104	原発性免疫不全症候群
45	黄斑ジストロフィー	105	顕微鏡的大腸炎 ○
46	大田原症候群	106	顕微鏡的多発血管炎
47	オクシピタル・ホーン症候群	107	高 I g D 症候群
48	オスラー病	108	好酸球性消化管疾患
49	カーニー複合	109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	110	好酸球性副鼻腔炎
51	潰瘍性大腸炎	111	抗糸球体基底膜腎炎
52	下垂体前葉機能低下症	112	後縦靭帯骨化症
53	家族性地中海熱	113	甲状腺ホルモン不応症
54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)	114	拘束型心筋症
55	家族性良性慢性天疱瘡	115	高チロシン血症1型
56	カナバン病	116	高チロシン血症2型
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	117	高チロシン血症3型
58	歌舞伎症候群	118	後天性赤芽球癆
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	119	広範脊柱管狭窄症
60	カルニチン回路異常症	120	膠様滴状角膜ジストロフィー

※旧番号157徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症は番号173睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症に表記を変更。
 ※旧番号243特発性血小板減少性紫斑病は番号348免疫性血小板減少症に表記を変更。

番号	疾 病 名	番号	疾 病 名	
121	抗リン脂質抗体症候群	185	脊髄性筋萎縮症	
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症	※ 186	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症	
123	コケイン症候群	187	前眼部形成異常	
124	コステロ症候群	188	全身性エリテマトーデス	
125	骨形成不全症	189	全身性強皮症	
126	骨髄異形成症候群	○ 190	先天異常症候群	
127	骨髄線維症	○ 191	先天性横隔膜ヘルニア	
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	192	先天性核上性球麻痺	
129	5p欠失症候群	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症	
130	コフィン・シリズ症候群	194	先天性魚鱗癬	
131	コフィン・ローリー症候群	195	先天性筋無力症候群	
132	混合性結合組織病	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症	
133	鯉耳腎症候群	197	先天性三尖弁狭窄症	
134	再生不良性貧血	198	先天性腎性尿崩症	
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎	○ 199	先天性赤血球形成異常性貧血	
136	再発性多発軟骨炎	200	先天性僧帽弁狭窄症	
137	左心低形成症候群	201	先天性大脳白質形成不全症	
138	サルコイドーシス	202	先天性肺静脈狭窄症	
139	三尖弁閉鎖症	203	先天性風疹症候群	○
140	三頭酵素欠損症	204	先天性副腎低形成症	
141	CFC症候群	205	先天性副腎皮質酵素欠損症	
142	シェーグレン症候群	206	先天性ミオパチー	
143	色素性乾皮症	207	先天性無痛無汗症	
144	自己食空胞性ミオパチー	208	先天性葉酸吸収不全	
145	自己免疫性肝炎	209	前頭側頭葉変性症	
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	210	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー (Kartagener) 症候群を含む。)	
147	自己免疫性溶血性貧血	211	早期ミオクロニー脳症	
148	四肢形成不全	○ 212	総動脈幹遺残症	
149	シトステロール血症	213	総排泄腔遺残	
150	シトリン欠損症	214	総排泄腔外反症	
151	紫斑病性腎炎	215	ソトス症候群	
152	脂肪萎縮症	216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	
153	若年性特発性関節炎	217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	
154	若年性肺気腫	218	大脳皮質基底核変性症	
155	シャルコー・マリー・トゥース病	219	大理石骨病	
156	重症筋無力症	220	ダウン症候群	○
157	修正大血管転位症	221	高安動脈炎	
158	出血性線容異常症	※ 222	多系統萎縮症	
159	ジュベール症候群関連疾患	223	タナトフォリック骨異形成症	
160	シュワルツ・ヤンペル症候群	224	多発血管炎性肉芽腫症	
161	神経細胞移動異常症	225	多発性硬化症/視神経脊髄炎	
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	226	多発性軟骨性外骨腫症	○
163	神経線維腫症	227	多発性嚢胞腎	
164	神経有棘赤血球症	228	多脾症候群	
165	進行性核上性麻痺	229	タンジール病	
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	230	単心室症	
167	進行性骨化性線維異形成症	231	弾性線維性仮性黄色腫	
168	進行性多巣性白質脳症	232	短腸症候群	○
169	進行性白質脳症	233	胆道閉鎖症	
170	進行性ミオクローヌステんかん	234	遅発性内リンパ水腫	
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	235	チャージ症候群	
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	△ 237	中毒性表皮壊死症	
174	スタージ・ウェーバー症候群	238	腸管神経節細胞減少症	
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群	239	TRPV4異常症	
176	スミス・マギニス症候群	240	TSH分泌亢進症	
177	スモン	○ 241	TNF受容体関連周期性症候群	
178	脆弱X症候群	242	低ホスファターゼ症	
179	脆弱X症候群関連疾患	243	天疱瘡	
180	成人発症スチル病	244	特発性拡張型心筋症	
181	成長ホルモン分泌亢進症	245	特発性間質性肺炎	
182	脊髄空洞症	246	特発性基底核石灰化症	
183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	247	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	
184	脊髄髄膜瘤	248	特発性後天性全身性無汗症	

番号	疾 病 名	番号	疾 病 名
249	特発性大腿骨頭壊死症	313	プリオン病
250	特発性多中心性キャスルマン病	314	プロピオン酸血症
251	特発性門脈圧亢進症	315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）
252	特発性両側性感音難聴	316	閉塞性細気管支炎
253	突発性難聴	○ 317	β-ケトチオラーゼ欠損症
254	ドラベ症候群	318	ベーチェット病
255	中條・西村症候群	319	ベスレミアオパチー
256	那須・ハコラ病	320	ヘパリン起因性血小板減少症
257	軟骨無形成症	321	ヘモクロマトーシス
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	322	ペリー病
259	22q11.2欠失症候群	323	ペルーシド角膜辺縁変性症
260	乳児発症S T I N G関連血管炎	※ 324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）
261	乳幼児肝巨大血管腫	325	片側巨脳症
262	尿素サイクル異常症	326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
263	ヌーナン症候群	327	芳香族L-アミノ酸炭酸酵素欠損症
264	ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症	328	発作性夜間ヘモグロビン尿症
265	ネフロン癆	329	ホモシスチン尿症
266	脳クレアチン欠乏症候群	330	ポルフィリン症
267	脳腱黄色腫症	331	マリネスコ・シェーグレン症候群
268	脳内鉄沈着神経変性症	332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群
269	脳表ヘモジデリン沈着症	333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
270	膿疱性乾癬	334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
271	嚢胞性線維症	335	慢性再発性多発性骨髄炎
272	パーキンソン病	336	慢性膝炎
273	バージャー病	337	慢性特発性偽性腸閉塞症
274	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	338	ミオクロニー欠神てんかん
275	肺動脈性肺高血圧症	339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	340	ミトコンドリア病
277	肺胞低換気症候群	341	無虹彩症
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群	342	無脾症候群
279	バッド・キアリ症候群	343	無βリポタンパク血症
280	ハンチントン病	344	メーブルシロップ尿症
281	汎発性特発性骨増殖症	○ 345	メチルグルタコン酸尿症
282	P C D H 1 9 関連症候群	346	メチルマロン酸血症
283	P U R A 関連神経発達異常症	※ 347	メビウス症候群
284	非ケトーシス型高グリシン血症	348	免疫性血小板減少症
285	肥厚性皮膚骨膜炎	349	メンケス病
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	350	網膜色素変性症
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	351	もやもや病
288	肥大型心筋症	352	モワット・ウイルソン症候群
289	左肺動脈右肺動脈起始症	353	薬剤性過敏症候群
290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	354	ヤング・シンプソン症候群
291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
293	非典型溶血性尿毒症候群	357	4p欠失症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症	358	ライソゾーム病
295	皮膚筋炎/多発性筋炎	359	ラスマッセン脳炎
296	びまん性汎細気管支炎	○ 360	ランゲルハンス細胞組織球症
297	肥満低換気症候群	○ 361	ランドウ・クレフナー症候群
298	表皮水疱症	362	リジン尿性蛋白不耐症
299	ヒルシウスプルング病（全結腸型又は小腸型）	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
300	VATER症候群	364	両大血管右室起始症
301	ファイファー症候群	365	リンパ管腫症/ゴーフム病
302	ファロー四徴症	366	リンパ脈管腫症
303	ファンコニ貧血	367	類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）
304	封入体筋炎	368	ルピンシュタイン・テイビ症候群
305	フェニルケトン尿症	369	レーベル遺伝性視神経症
306	フォンタン術後症候群	○ 370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
308	副甲状腺機能低下症	372	レット症候群
309	副腎白質ジストロフィー	373	レノックス・ガストー症候群
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	374	ロウ症候群
311	ブラウ症候群	375	ロスモンド・トムソン症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

5 日常生活の支援

1. 補装具費の支給

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳所持者の日常生活を容易にするために必要な補装具の購入や修理・借受けにかかる費用を助成します。

なお、平成25年4月1日以降、障害者総合支援法に基づき、指定難病患者の方も一定の要件のもと同事業の対象となりました。(詳細P20～P22)

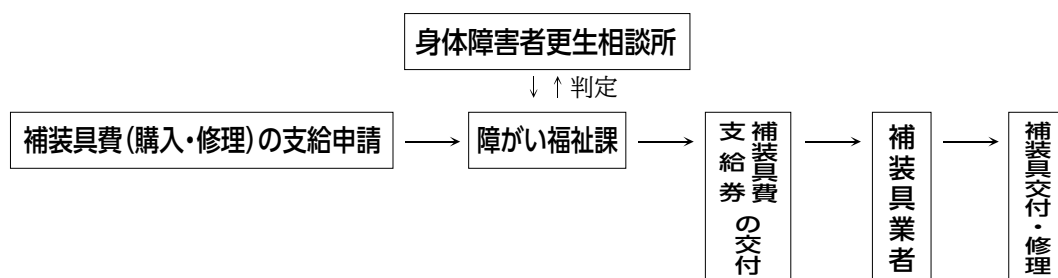
※原則として、基準額の範囲で費用の9割が助成対象となり、1割が自己負担となります(基準額を超えた超過分は自己負担)。ただし、世帯の課税状況などにより対象外となる場合があります。

※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

※品目によっては介護保険制度の対象となる場合があります。

※厚生年金保険法、労働者災害補償法等により交付される場合は除きます。

[交付・修理申請の流れ]



対 象	補 装 具 の 種 類
視覚障がい者(児)	視覚障害者安全つえ、遮光用眼鏡・矯正用眼鏡、義眼
聴覚障がい者(児)	補聴器
肢体不自由者(児)	義肢、装具、車いす [※] 、歩行補助つえ [※] (一本つえを除く)、歩行器 [※] 、 電動車いす [※] 、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置 (以下児童のみ) 排便補助具、座位保持いす、起立保持具、頭部保持具

※は介護保険制度からの給付(貸与)が原則優先されます。

2. 日常生活用具の給付

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳または療育手帳所持者のうち、在宅の主に重度障がい者(児)に対し、日常生活がより円滑に行われるため、障がいの種類・程度・必要性に応じて各種用具を給付します。(修理はできません)

なお、平成25年4月1日以降、障害者総合支援法に基づき、指定難病患者の方も一定の要件のもと同事業の対象となりました。(詳細P20～P22)

※原則として、基準額の範囲で費用の9割が助成対象となり、1割が自己負担となります(基準額を超えた超過分は自己負担)。ただし、世帯の課税状況などにより、対象外となる場合があります。

※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

※品目によっては介護保険制度の対象となる場合があります。

種目	品目	対象要件	基準額	耐用年数	
介護・訓練支援用具	特殊寝台※ <input type="checkbox"/> (訓練用ベッド)	学齡児以上の下肢または体幹障がい2級以上	169,400	8年	
	特殊マット※ <input type="checkbox"/>	(1) 3歳以上18歳未満の下肢または体幹障がい2級以上 (2) 18歳以上の下肢または体幹障がい1級で常時介護を要する者 (3) 3歳以上の重度知的障がい者(児)	21,560	5年	
	特殊尿器	学齡児以上の下肢または体幹障がい1級で常時介護を要する者	73,700		
	入浴担架	3歳以上の下肢または体幹障がい2級以上で入浴に当たって家族等の介助を要する者	82,400		
		体位変換器※ <input type="checkbox"/>	学齡児以上の下肢または体幹障がい2級以上で下着の交換に当たって家族等の介助を要する者	16,500	
		移動用リフト※ <input type="checkbox"/>	3歳以上の下肢または体幹障がい2級以上	159,000	4年
		訓練いす	3歳以上18歳未満の下肢または体幹障がい2級以上	33,100	5年
自立生活支援用具	入浴補助用具※ <input type="checkbox"/>	3歳以上の下肢または体幹障がいで、入浴に当たって家族等の介助を要する者	99,000	8年	
	便器※ <input type="checkbox"/>	学齡児以上の下肢または体幹障がい2級以上	4,900		
	頭部保護帽	肢体不自由者(児)または重度知的障がい者(児)でてんかんの発作等により、頻繁に転倒する者	13,380	3年	
	つえ(T字状・棒状)	下肢または体幹機能障がい者(児)	3,000		
	移動・移乗支援用具※ <input type="checkbox"/>	3歳以上の平衡機能または下肢若しくは体幹障がいで、家庭内の移動等に当たって家族等の介助を要する者	60,000	8年	
	特殊便器	(1) 学齡児以上の上肢障がい2級以上 (2) 重度の知的障がい者(児)で排便後の処理が困難な者	166,320		
	火災警報器	視覚障がい者(児)2級以上または聴覚障がい者(児)2級(火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	15,500		
	自動消火器	身体障がい者2級以上または重度の知的障がい者(児)(火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯)	28,700		
	電磁調理器	18歳以上の視覚障がい2級以上または重度知的障がい者で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	41,000		
	聴覚障がい者屋内信号装置	18歳以上の聴覚障がい2級で、聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	87,400	6年	
在宅療養等支援用具	透析液加温器	3歳以上のじん臓機能障がい3級以上で腹膜透析による透析療法を行う者	51,500	5年	
	ネブライザー(吸入器)	学齡児以上の呼吸器機能障がい3級以上または同程度の身体障がい者	39,600		
	電気式たん吸引器		62,040		
	酸素ポンプ運搬用具	18歳以上の呼吸器機能障がい1級および3級で、医療保険における在宅酸素療法の対象者	17,000	10年	
		動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	呼吸器機能障がい者等であって、呼吸管理上必要と認められる者	173,250	5年

種目	品目	対象要件	基準額	耐用年数
在宅療養等支援用具	視覚障がい者用体温計（音声式）	学齡児以上の視覚障がい2級以上で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	9,000	5年
	視覚障がい者用血圧計（音声式）	学齡児以上の視覚障がい2級以上で、視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯	15,000	
	視覚障がい者用体重計	視覚障がい2級以上で、視覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	18,000	
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具（※1）	視覚障がい2級以上または上肢不自由2級以上	100,000	5年
	点字器	視覚障がい者（児）	真鍮製 10,400 プラスチック製 6,600	標準型7年
			アルミニウム製 7,200 プラスチック製 1,650	携帯用5年
	点字タイプライター	学齡児以上の視覚障がい2級以上で就労若しくは就学しているかまたは就労が見込まれる者	63,100	5年
	点字ディスプレイ	視覚障がい2級以上	383,500	6年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー		録音再生機 85,000 再生専用機 35,000	
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置		99,800	
	視覚障がい者用読書器	視覚障がい者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもので原則として学齡児以上の者	198,000	8年
	視覚障がい者用時計	18歳以上の視覚障がい2級以上	触読時計 10,300 音声時計 13,300	10年
	点字図書	学齡児以上の主に情報入手を点字による視覚障がい者（給付対象者1人につき、年間6タイトルまたは24巻を限度とする。但し、辞書等一括して購入しなければならないものを除く）	別途定めによる	—
	聴覚障がい者用通信装置	学齡児以上の聴覚障がい者または発声発語に著しい障がいをもつ者であって、コミュニケーション緊急連絡等の手段として必要と認められる者	71,000	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯 ※本体のみの給付とし、アンテナ・光警報器は含まない	75,000	6年
	人工内耳用体外装置（電池は助成外）	人工内耳を装着している聴覚障がい者で、生駒市に1年以上居住している者。また、装着から5年以上経過している者	200,000	5年
	人工喉頭	音声・言語機能障がい喉頭摘出者（ただし、埋込型については常時埋込型の人工喉頭を使用する者に限る）	笛式5,150 電動式72,203 埋め込み型47,520	笛式4年 電動式5年 （※2）
	携帯用会話補助装置	学齡児以上の肢体不自由者（児）または音声言語機能障がい者であって、発声発語に著しい障がいをもつ者	98,800	5年

種目	品目	対象要件	基準額	耐用年数	
排泄管理支援用具	ストマ装具(消化器系)※3	直腸機能障がい者(児)	18,920	— (※2)	
	ストマ装具(尿路系)※3	ぼうこう機能障がい者(児)	24,860		
	紙おむつ※3	3歳以上の二分脊椎による直腸ぼうこう機能障がい者(児)または、脳原性運動機能障がい者(児)	24,000		
	洗腸装具	直腸機能障がい者(児)			
排泄管理支援用具	収尿器	肢体不自由者(児)	男性用 普通型	7,700	1年
			男性用 簡易型	5,700	
			女性用 普通型	8,500	
			女性用 簡易型	5,900	
居宅生活動作補助用具	住宅改修費※ <input type="checkbox"/>	学齢児以上の下肢、体幹または移動機能障がい3級以上の者(特殊便器への取替をする場合は上肢2級以上の者)で下記工事を行う場合(着工前の申請に限る) (1) 手すりの取付け (2) 段差の解消 (3) 滑り防止等のための床材の変更 (4) 引き戸への扉の取り替え (5) 洋式便器への便器の取り替え (6) その他前5号に付帯して必要となる改修	200,000	— 給付は1回のみ	
非常用電源※4	正弦波インバーター発電機	在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器等を使用する必要がある障がい者(児)	100,000	6年	
	ポータブル電源等(蓄電池)				
	DC/ACインバーター				

※1 障がい者向けのパーソナルコンピューター周辺機器やアプリケーションソフトなどをいう。

※2 給付は、2か月単位を基本とし、1回の申請で最大6か月分の申請ができる。

(注) 耐用年数は前回の支給年月日からの計算になり、耐用年数の経過時点から給付可能。

(注) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢または体幹機能障がいに準じ取扱うものとする。

※3 ストマ装具(消化器系・尿路系)、紙おむつのオンライン申請

ストマ装具(消化器系・尿路系)、紙おむつの給付申請については、新規を除き、オンラインでの申請が可能です。下記QRコードより申請してください。なお、見積書等、必要書類について、後日提出をお願いする場合があります。



※4 耐用年数内では、いずれか1種目の給付とする。

※ 介護保険制度からの給付(貸与)が原則優先されます。

3. 小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 (窓口) 障がい福祉課

小児慢性特定疾病児童等に、一定の要件のもと、日常生活で必要となる生活用具を給付します。

用具の種類 : 便器・特殊マット・特殊便器・特殊寝台・歩行支援用具・入浴補助用具・特殊尿器・体位変換器・車いす・頭部保護帽・電気式たん吸引器・クールベスト・紫外線カットクリーム・ネブライザー(吸入器)・パルスオキシメーター・ストマ装具(蓄便袋・蓄尿袋)・人工鼻・チューブ型包帯

自己負担 : 利用者世帯の収入により負担額が異なります。

※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

4. 難聴児補聴器購入費の助成

(窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な発達を支援するため、補聴器購入費用の一部を助成します。(成長に伴うイヤーマールド交換を含め、修理に対する助成はありません。)

原則、基準額の範囲内で費用の3分の2が公費負担となり、3分の1が自己負担(基準額を超えた超過分は全額自己負担)となりますが、世帯の課税状況などにより助成対象外となる場合があります。必ず事前に相談のうえ申請をしてください。

5. 車いすの貸出し

(窓口) 地域共生社会推進課

車いすの貸出しを希望される市民の方にお貸しします。(貸出期間2週間以内。要予約)

また、福祉センター(TEL 0743-73-0700、FAX 0743-73-0294)、社会福祉協議会(TEL 0743-75-0234、FAX 0743-73-0533)でも車いすの貸出しを行っています。

6. 補聴器の貸出し

(窓口) 地域共生社会推進課(65才以上)

(窓口) 障がい福祉課(65才未満)

補聴器(ポケット型)と軟骨伝導型イヤホンの貸出しを希望される市民の方にお貸しします(貸出期間2週間以内)。なお、台数には限りがあり、予約が必要です。

必要品……申請者の本人確認書類

※軟骨伝導型イヤホンの貸出しについては、年齢問わず地域共生社会推進課にご連絡ください。

7. 福祉向け住宅への入居

(窓口) 【高円・西小泉・秋津・南和県営住宅】

奈良県営住宅管理事務所 TEL 0743-51-2615

総務入居課入居係 FAX 0743-53-1196

(窓口) 【紀寺・六条・売間・北和・姫寺・平城・六条山・小泉・稗田・天理・天理南・山崎県営住宅】

(株) 東急コミュニティー TEL 0742-30-1090

奈良県営住宅北部サービスセンター FAX 0742-30-1094

(窓口) 【東高田・阿部・桜井・纏向・橿原・橿原ニュータウン・坊城県営住宅】

(株) 東急コミュニティー TEL 0744-21-0109

奈良県営住宅サービスセンター FAX 0744-21-0105

(窓口) その他一般的な問い合わせ 奈良県住宅課総務管理係

TEL 0742-27-7539

FAX 0742-27-2681

身体障がい者等で住宅に困っている方のために、県営住宅に専用の枠を設け募集を行っています。

対象者 : ・身体障害者手帳4級以上で主として生計を維持している者
・身体障害者手帳2級以上の者・精神障害者保健福祉手帳の所持者・療育手帳の所持者、またはこの者と現に同居し、若しくは同居しようとする者

募集時期 : 5月・8月・11月・2月の年4回

入居資格 : 所得制限などがあります。

8. 緊急通報システム

(窓口) 地域共生社会推進課

自宅の既存の電話回線に緊急通報装置を取り付ける（貸与）ことにより、在宅中の利用者に緊急事態が発生した時に、地域の協力員（家族以外で2名必要です）の支援や救急車の出動を要請するなど迅速な対応を行います。

対象者 : 緊急性の高い疾患を持っている身体障がい者で独居の者または身体障がい者のみの世帯（世帯員全てが緊急性の高い疾患を持っている）

費用 : 500円／月（生活保護世帯は無料。6か月分前払い）

9. 緊急時に対応した手話通訳者の派遣事業

(窓口) 障がい福祉課
福祉センター

TEL 73-0700

FAX 73-0294

聴覚障がい者の急病や事故等緊急時にFAX119やNET119等による要請を受けて手話通訳者を派遣し、緊急時におけるコミュニケーションの円滑化を図るものです。

また、消防署に通報の必要がない緊急時（急病やケガで自己にて通院、事故等で警察の手続き、親族のお通夜等の参列など）にもメールでの派遣依頼が可能です。

10. FAX119・NET119

(窓口) 障がい福祉課

電話での救急車・消防車の119番通報をすることが困難な方が事前に登録し、火災や急病などの緊急通報をFAX・携帯電話やスマートフォンのインターネット接続サービスで行うものです。

通報時に手話通訳者の派遣を24時間要請することが可能です。

対象者 : 聴覚、音声・言語機能に障がいをお持ちの方

申請場所 : 障がい福祉課

11. 災害時における緊急情報FAX（生駒市緊急情報配信サービス）

(窓口) 危機管理課

災害時に生駒市からお知らせしている緊急情報（避難情報、地震情報、その他災害情報）を、ご自宅のFAXにお届けします。

※ご自宅の地域に関係なく、市域全体の情報が配信されますので、配信された内容をよくご確認ください。

対象者 : 市内にお住いの方

申請場所 : 危機管理課

12. 災害時のストマ装具保管

(窓口) 障がい福祉課

オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設している方）が、災害時に応急的に使用するためのストマ装具を市役所内に保管します。災害時には障がい福祉担当職員が避難所へ届けます。

対象者： 市内に住むオストメイトで、保管を希望する人

保管物： 個人が使用するストマ装具で1週間分

保管期間： 1年間

◇保管の更新の通知はしません。

◇装具の使用期限及び預け入れの継続の意思確認のため1年ごとに更新（装具の入替え）

◇保管期間を過ぎた装具は処分しますのでご承知おきください。

預入方法： ご自身が使用している装具を障がい福祉課へ持参し、申請書に氏名等の必要事項を記入して装具を預けてください。

災害時の対応避難所で待機する市職員に装具の輸送を依頼してください。

13. まごころ収集（ごみ収集サービス）

(窓口) 環境保全課

ごみ出しが困難な障がいのある方の支援として、自宅の玄関前までごみの収集に伺い、一声かけて安否の確認をするサービスです。

対象者： 次のいずれにも当てはまる方

- ・身体障がい者（難病患者を含む）、知的障がい者、精神障がい者の各種福祉サービスを受けている人で、ホームヘルプサービスを受けている方
- ・本人、親族または近隣者が所定のごみ集積所にごみを持ち出すことが困難な世帯なお、上記要件に該当しない場合でもごみ出しにお困りの場合は、ご家庭の状況によって柔軟に対応しますのでご相談ください。

内容： 燃えるごみ、資源ごみ（プラスチック製容器包装・びん・缶・ペットボトル・われもの・金属・電化製品、有害ごみ）、大型ごみ、燃えないごみの収集を週1回（月曜から土曜日）、玄関前まで収集に伺います（屋内には立ち入りません）。また、希望者には収集時に一声かけて安否確認をします。

14. 認可保育所等における保育料の軽減、副食費の免除 (窓口) 幼保こども園課

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの在宅障がい児（者）が同居している場合は保育料と副食費が減免されます。

【保育料】

市民税所得割額に関わらず保育料が減額となります。

【副食費】

世帯の市民税所得割合計額が77,101円未満の世帯は、給食費のうち副食費が免除されます。

申請方法： （在園児の場合）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等を保育園もしくは幼保こども園課まで提出

（新規入園の場合）入所申込の際に申請フォーム内で申請

15. 公立幼稚園・こども園における預かり保育の利用料の免除 (窓口) 幼保こども園課

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等をお持ちの在宅障がい児（者）が同居している場合は預かり保育の利用料が免除されます。

申請方法： （在園児の場合）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し等を幼稚園・こども園もしくは幼保こども園課まで提出

（新規入園の場合）入園手続きの際に申請書内で申請（様式は各園にあります。）

16. 高齢者予防接種（インフルエンザ・新型コロナ・高齢者肺炎球菌・带状疱疹）

※一部自己負担があります

（窓口）健康課

対象者： 接種日に60歳以上65歳未満で

①心臓、腎臓または呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいをもつる人

②ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをもつる人

※带状疱疹ワクチンは②に限り対象

申請方法： 4/1～3/31（インフルエンザ・新型コロナは10/1～1/31）の間の開庁日に健康課窓口にて下記のどちらかを持参し、予防接種を受ける前に申請してください。

・医師の意見書（様式は問いませんが、健康課にもあります）

・対象者①②に該当する身体障がい者手帳（1級）

※生活保護世帯の人で、上記対象者に該当する人は、予防接種を受ける前に申請することで、自己負担金が免除となります。詳しくは、健康課へお問い合わせください。

17. ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

（窓口）障がい福祉課

外見からわからなくても配慮や援助を必要としている方などにヘルプマーク・ヘルプカードを配付しています。困っていることを周りにうまく伝えられない場合や、緊急時に周囲の助けをもとめやすくする手段として活用されています。

配布場所： 障がい福祉課（ケースについては、障がい福祉課でのみの配布になります）、生駒市社会福祉協議会、生駒市福祉センター、生駒市権利擁護支援センター、生活支援センターかざぐるま、生活支援センターあけび、生活支援センターコスモールいこま、生活支援センターあすなろ

配布方法：各窓口で配布または郵送による申込（数に限りがあります）

ヘルプマーク…緊急連絡先や名前などを書いたシールを貼り付け、鞆などにぶら下げて使われます。大きさは、縦8.5cm×横5.3cmです。奈良県が作成しています。

ヘルプカード…緊急連絡先や必要な支援内容などを記載できる2つ折りのカードです。奈良県が作成しています。大きさは、見開き縦5.4cm×横18cmです。

18. 電話リレーサービス

(窓口) 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター
(<http://nftrs.or.jp>)

TEL 0120-528-071

FAX 03-6275-0913

聴覚や発話に困難のある人（きこえない人）ときこえる人との会話を通訳オペレータが「手話」または「文字」と「音声」を通訳することで電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間365日対応、警察、消防、海上保安庁への緊急通報も可能です。

19. 文字表示電話サービス（ヨメテル）

(窓口) 一般財団法人日本財団電話リレーサービス カスタマーセンター
(<https://www.yometel.jp>)

TEL 0120-328-123

きこえにくい人が自身の声で相手先に伝え、相手先の声の文字を読むことを可能にするサービスです。難聴や中途失聴などにより、自分の声で話すことはできるが、電話で相手先の声がきこえにくい人の電話によるコミュニケーションを実現するものです。24時間365日対応、警察、消防、海上保安庁への緊急通報も可能です。

20. 手話リンク

(窓口) 一般財団法人 日本財団電話リレーサービス

TEL 0120-528-071

FAX 03-6275-0913

きこえない人やきこえにくい人が、手話通訳オペレーターを介して官公庁や事業者にお問い合わせを行うことができるサービスです。カメラを搭載したパソコンやスマートフォンなどを使って事前登録なしで利用でき、通話料もかかりません（ただし、インターネットの通信料は利用者負担となります。）利用は、官公庁や事業者の公式サイトに設置された専用ボタンを通じて行います。

21. 災害時に避難支援を必要とする人の台帳登録事業

自然災害（原則として風水害や土砂災害）が発生した場合やそのおそれがある時に備えて、自力での避難が困難で、家族や知人による支援も難しい人の情報を台帳に登録し、市や自治会など支援関係者で事前に情報を共有して、災害時に安否確認や避難所運営等に活かします。

(窓口) 事業について 地域共生社会推進課
災害対策について 危機管理課

対象者： 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の人
70歳以上のひとり暮らしの人
要介護認定3以上の人
難病患者（郡山保健所の要援護台帳に登録されている人）
その他、上記に準じる人

なお、支援関係者が被災するなど、状況によっては支援できない可能性もある為、支援を保証するものではありません。

⑥ 社会参加の促進のために

1. 生駒市障がい者等交通費等助成制度（生きいきクーポン券配布事業） （窓口）障がい福祉課

生駒市では、障がい者や難病患者（国の指定する難病の方）の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進および経済的負担の軽減を図るため、交通費・施設の使用料、介護用品購入などに使用できる生きいきクーポンを配布します。

(1) **対象者**：各年度4月1日現在次のいずれかに該当する人（※重複支給はありません。また、高齢者生きいきクーポン対象の方は、そちらを優先します）

- 身体障害者手帳1，2級の所持者
- 療育手帳の所持者
- 精神障害者保健福祉手帳の所持者で、かつ自立支援医療の受給者
- 難病患者（国が指定している指定難病または小児慢性特定疾病の方）

(2) **料金の助成**：年間10,000円分を限度

(3) **申請の手続方法**（詳細は、障がい福祉課へお問い合わせください）

対 象	申請方法（広報いこまちに掲載します）
身体・知的・精神障がい者	対象者にクーポン券と案内書を郵送します。
国が指定する指定難病、小児慢性特定疾病の人	4月1日現在加療継続中であることを証明できる受給者証などと窓口で手続きする人の顔写真つきの本人確認書類（運転免許証など）を持参のうえ、障がい福祉課へお越しください。 郵送による申請も受付しております。申請書は市ホームページよりダウンロードできます。

2. 手話通訳者の派遣（窓口）福祉センター TEL 73-0700 FAX 73-0294

聴覚障がい者等が市町村などの公的機関や医療機関などへの外出が必要なときに、円滑な意思疎通を図るため手話通訳者が派遣されます。

3. 要約筆記者の派遣（窓口）福祉センター TEL 73-0700 FAX 73-0294

中途失聴者・難聴者等が市町村などの公的機関や医療機関などへの外出が必要なときに、円滑な意思疎通を図るため要約筆記者が派遣されます。

4. 盲ろう者向け通訳・介助員派遣（窓口）奈良県聴覚障害者支援センター

TEL 0744-21-7880

FAX 0744-21-7888

視覚と聴覚に障がいのある盲ろう者の自立と社会参加のため、円滑な意思疎通と移動を支援する通訳・介助員が派遣されます。

5. 失語症者向け意思疎通支援者の派遣（窓口）障がい福祉課

脳梗塞や脳外傷などにより「読む」「書く」「聞く」「話す」という言葉の機能が低下した方に対して、コミュニケーション支援に必要な知識及び技能を有する意思疎通支援者を派遣します。

6. 重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業 (窓口) 障がい福祉課

意思の疎通が困難な、知的障がい者等(18歳以上の単身世帯等で、介護が必要で障害福祉サービスを利用されている方)が医療機関に入院した場合に、当該障がい者との意思の疎通に熟練した者を派遣し、医療従事者等との意思疎通を支援します。

7. 自動車運転免許取得費の助成 (窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳の所持者で肢体不自由または聴覚、言語障がいのため運転免許証に条件が付されている者が、運転免許証交付後6か月以内に申請すると、運転免許取得のための教習に要した経費について、次のように助成します。

対 象	助 成 額
肢 体 不 自 由 者	要した経費の $\frac{2}{3}$ ただし、10万円を限度
聴覚・言語障がい者	要した経費の $\frac{1}{3}$ ただし、5万円を限度

8. 自動車改造費の助成 (窓口) 障がい福祉課

身体障害者手帳1～2級の肢体不自由者などが就労などのために自動車を自ら所有し運転する際、ブレーキやアクセルなどの改造に要する費用(10万円を限度)を助成します。ただし、所得による支給制限があります。※必ず、事前に相談のうえ申請してください。

9. 点字・声の広報 (窓口) 障がい福祉課

福祉センター

TEL 73-0700

FAX 73-0294

生駒市では視覚障がい1・2級またはそれと同程度の高齢者の方を対象に社会参加の一助として、広報いこまちを録音したCD(デージー)、広報いこまちを点訳した冊子をそれぞれ自宅まで送付しています。

声の広報については生駒市役所のホームページで音声データを公開しています。

10. 点字・声のあゆみ (窓口) 点字のあゆみ：市内全図書館・室、障がい福祉課

声のあゆみ：障がい福祉課

障がい福祉のあんない冊子『あゆみ』を、点訳・音訳しています。

点字のあゆみは市内全図書館で閲覧することができます。

声のあゆみについては障がい福祉課でCDにデータを入れてお渡しできるほか、障がい福祉課ホームページで音声データを公開しています。

11. 中途失明者等生活訓練事業 (窓口) 障がい福祉課

重度の視覚障がい者で、自立生活訓練が必要な者に対して、視覚障害者生活訓練指導員を家庭に派遣して、生活相談、援護措置に関する助言、指導ならびに歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活訓練などを行います。

12. 盲ろう者向け生活訓練強化事業

(窓口) 障がい福祉課

視覚と聴覚の両方に重複して障がいがある方に対して、生活に必要な各種訓練（歩行、コミュニケーション、日常生活動作、情報支援機器の操作、その他の助言、指導など）を行い、社会参加の促進を図ります。

13. 身体障害者補助犬の貸与

(窓口) 障がい福祉課

県内に1年以上居住している18歳以上の者で、重度の視覚障がい・肢体不自由・聴覚障がいにより、日常生活に著しい支障がある身体障がい者で、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を使用することで就労等社会活動への参加に効果があると認められる人に対し、補助犬を貸与します。

ただし、補助犬の飼育などにかかる費用は自己負担となります。

14. 字幕ビデオ・DVDライブラリー貸出事業

(窓口) 県聴覚障害者支援センター

TEL 0744-21-7880

FAX 0744-21-7888

聴覚障がい者に対し情報を提供するため、テレビ番組などに字幕・手話を挿入したビデオテープ・DVDの貸し出しを行います。

15. 図書館での対面音訳サービス

(窓口) 市内図書館・室

※生駒駅前図書室を除く

(連絡先はP62参照)

希望の資料を音訳ボランティアが対面で読み上げます。図書館資料だけでなく、回覧板や家電製品の取り扱い説明書など、一般に公表された印刷物を音訳します。(自宅等に出向いての対面音訳サービスは行っていません)

対象者 : 生駒市内に在住・在学・在勤の方で、視覚障がいや加齢などによる視力の低下、学習障がい、身体障がいなどにより、一人での読書が困難な方

申請方法 : 生駒市図書館(本館)、生駒市図書館北分館、生駒市図書館南分館、鹿ノ台ふれあいホール図書室に申請。面談・聞き取りによりサービス利用の可否を決定します。

費用 : 無料

16. 図書館資料の宅配サービス

(窓口) 市内全図書館・室

(連絡先はP62参照)

宅配ボランティアが読みたい本をご自宅へお届けします。(ボランティアの指名はできません)

対象者 : 生駒市内に在住の方で、障がいや高齢などの理由により、図書館へ来館するのが難しい方

申請方法 : 生駒市図書館(本館)、生駒市図書館北分館、生駒市図書館南分館、鹿ノ台ふれあいホール図書室、生駒駅前図書室に来館や電話等で申請。訪問による面談によりサービス利用の可否を決定します。

費用 : 無料

申請後の利用方法 : インターネットや電話での予約、あるいは宅配ボランティアへの予約カード手渡し(ご家族でも可)

17. デイジー図書の貸出

(窓口) 生駒市図書館 (本館)

TEL 75-5000

FAX 73-3600

デイジー図書は、視覚障がいや学習障がい、肢体不自由などで紙の資料をそのままの形で読むことが難しい方のために作られた音声資料です。全国の図書館で所蔵しているデイジー図書を取り寄せることもできます。読みたい本が分からない場合は、読書相談も受け付けています。視覚に障がいのある方には郵送による貸し出しも行います。

対象者 : 生駒市内に在住・在学・在勤の方で、視覚障がいや加齢等による視力の低下、学習障がいなどで紙の資料をそのままの形で利用するのが難しい方

費用 : 無料

18. 研修会・講習会等の案内

障がい者の社会参加を促進するために、下記のとおり意思疎通支援従事者養成講座や障がい者を対象とした講習会・研修会などが開催されています。

(1) 意思疎通支援従事者養成講座

研修会・講習会名	内 容	問い合わせ先
点訳 録音 } 奉仕員養成講座	視覚に障がいのある人のための点字図書、声の図書の製作をするため、点字法や朗読の理論と実技の講習を行います。	県視覚障害者福祉センター TEL 0744-29-0123 FAX 0744-29-0127
手話通訳者養成講座	手話で特定の聴覚障がい者との日常会話が可能な方を対象に、手話通訳に必要な表現技術や基本技術を習得するため、理論と実技の講習を行います。	県聴覚障害者支援センター TEL 0744-21-7880 FAX 0744-21-7888
要約筆記者養成講座	手話技術を習得されていない聴覚に障がいのある人のために話の内容を伝える要約筆記の理論と実技の講習を行います。	
盲ろう者向け通訳・介助員養成講座	視覚と聴覚の両方に障がいのある人のために、通訳や介助を行う盲ろう者向け通訳・介助員の理論と実技の講習を行います。	
失語症者向け意思疎通支援者養成講座	失語症のある人の症状や思いを理解し、社会とつながりが持てるようコミュニケーションを支援するために、理論と実技の講習を行います。	県障害福祉課 共生推進係 TEL 0742-27-8922 FAX 0742-22-1814

(2) 障がい者を対象として

研修会・講習会名	内 容	問い合わせ先
音声機能障害者発声訓練・指導者養成講座	疾病による咽頭摘出等により音声機能を喪失した方に対する発声訓練及びその指導者養成を行います。	奈良交声会 堀内様方 TEL 0745-77-6015
聴覚障害者生活訓練講座	聴覚に障がいのある人の社会参加促進のため、手話教室などを実施します。 聴覚に障がいのある人、とりわけ中途失聴・難聴者の社会参加促進のため、補聴器相談会や口語読話講習会などを実施します。	県聴覚障害者支援センター TEL 0744-21-7880 FAX 0744-21-7888
オストメイト(人工肛門・人工膀胱造設者)社会適応訓練講座	ストマ用装具の装着者に対して、装具の使用などについての正しい知識の講習および相談に応じます。	日本オストミー協会 奈良県支部 川崎様方 TEL 090-2110-5032
障害者スポーツ・文化教室	障がい者を対象に各種のスポーツ教室や文化教室を開催するとともに、ボランティア活動の推進を図ります。	奈良県心身障害者福祉センター TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199

19. 駐車禁止規制等の適用除外

(窓口) 生駒警察署

TEL 77-0110

次表の障がい程度に該当し、歩行困難な方などが使用中の車両で、「駐車禁止除外指定車標章」を掲示している車両は、駐車禁止規制等の適用が除外されます。

※ただし、交差点および交差点の側端から5メートル以内の場所等、標章を掲出していても駐車違反となる場合があります。

障がい種別	障がい程度	内容・申請方法等
視覚障がい	1級から3級までの各級および4級の1	<p>(1) 適用が除外される範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公安委員会が駐車を禁止した場所 ・時間制限駐車区間 <p>(2) 必要品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ・申請者の身元が確認できるもの（本人運転の場合は、運転免許証必須） ・同居の家族以外の第三者が申請される場合は、委任状が必要です。 <p>(3) 受付・問合わせ</p> <p>平日 午前8時30分～午後4時 （※午後0時～午後1時までを除く）</p> <p>夜間・土日・祝日・年末年始は対応していません。</p> <p>※詳しくは交付を受ける方（身体障がい者等）の住所地を管轄する警察署にお問い合わせ下さい。</p>
聴覚障がい	2級および3級	
平衡機能障がい	3級	
上肢不自由	1級、2級の1および2級の2	
下肢不自由	1級から4級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（上肢）	1級から2級 （一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く）	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい（移動）	1級から4級までの各級	
心臓、じん臓、呼吸器、直腸・ぼうこう、小腸	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	
肝機能障がい	1級から3級までの各級	
知的障がい	A1（最重度）、 A2（重度）	
精神障がい	1級	

20. 郵便等による不在者投票

(窓口) 選挙管理委員会

次表の障がい程度に該当する有権者の方は、郵便等投票証明書の交付を受けたうえで、郵便等による不在者投票を行うことができます。

障がいの種類	障がいの程度
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級～2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級、3級
免疫、肝臓の障がい	1級～3級
※上肢または視覚障がいの程度が1級の方には、代理記載制度があります。	

※身体障害者手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が上記の障がいの程度に該当することについて奈良県知事等が書面により証明した方についても、郵便等投票証明書の交付を受けたうえで、郵便等による不在者投票を行うことができます。戦傷病者については、障がいの種類および障がいの程度が一部異なります。また介護保険法の「要介護5」の方も対象となりますので、窓口を確認してください。

21. スポーツ大会や作品展

時期	種類	対象者	内容	問い合わせ先
春季	奈良県障害者スポーツ大会	満13歳以上の身体障害者手帳および療育手帳の交付を受けた者	陸上・水泳・卓球・フライングディスク・ソフトボール・バスケットボール・バレーボール・サッカー・ボッチャ・ボーリングの競技を行うとともに、全国大会出場選手を選考します。	奈良県障害者スポーツ協会 TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199
	全国障害者スポーツ大会	県大会で選考された者	国民スポーツ大会開催地で行われる全国大会に選手を派遣します。 令和8年度は青森県で開催予定。	奈良県障害者スポーツ協会 TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199
秋季	(障害者)軽スポーツ大会	県内にお住まいの方(障がいの有無は問いません)	軽スポーツを楽しむことを通じて、障がいのある人となない人の交流を深めます。	奈良県障害者スポーツ協会 TEL 0744-33-3393 FAX 0744-33-1199
	奈良県障害者作品展	県内の障がい者	障がい者の絵画、工芸等の作品を展示します。 ・開催時期 11月下旬～12月初旬	県障害福祉課 共生推進係 TEL 0742-27-8922 FAX 0742-22-1814
	奈良県みんなでのしむ大芸術祭	県内にお住まいの方(障がいの有無を問いません)	「文化の力で奈良を元気に！」をテーマに、音楽・演劇・芸能・舞踊・美術など多様な芸術文化活動を通じて交流を深めます。	県地域創造部 文化振興課 TEL 0742-27-8488 FAX 0742-27-8481

7 教育に関する相談

1. 相談の窓口

(1) 奈良県教育委員会事務局 特別支援教育推進室 支援係

障がいがあると思われる子どもとその保護者、教員などを対象に教育相談を行っています。

〒636-0393 磯城郡田原本町多722

奈良県総合リハビリテーションセンター内

T E L 0744-32-8201

F A X 0744-33-4980

(2) 生駒市教育委員会

就学に関する相談だけでなく、特別な教育的支援を必要とする児童、生徒の相談に応じます。

〒630-0288 生駒市東新町8-38

生駒市役所学校支援課

T E L 0743-74-1111 (内線2712)

F A X 0743-74-6464

(3) 県立特別支援学校 (盲・ろう・養護学校)

障害別	学 校 名	所 在 地	電 話	F A X
視覚	盲 学 校	大和郡山市丹後庄町222-1	0743-56-3171	0743-56-9148
聴覚	ろ う 学 校	大和郡山市丹後庄町456	0743-56-2921	0743-56-8833
肢体不自由・病弱	明日香養護学校	高市郡明日香村川原410	0744-54-3380	0744-54-2396
	奈良養護学校	奈良市七条町135	0742-34-2671	0742-33-9459
知的障がい	奈良東養護学校	奈良市七条2丁目670	0742-44-0112	0742-44-5681
	奈良西養護学校	奈良市帝塚山西2丁目1-1	0742-45-1421	0742-45-1427
	二階堂養護学校	天理市庵治町358-1	0743-64-3081	0743-64-2962
	高等養護学校	磯城郡田原本町宮森34-1	0744-33-2626	0744-32-7289
	西和養護学校	北葛城郡上牧町下牧1010	0745-73-2111	0745-32-9877
	大淀養護学校	吉野郡大淀町下淵414-1	0747-52-7655	0747-52-8620

8 雇用・就労に関する相談

1. 相談の窓口

(1) ハローワーク（公共職業安定所）

職業の紹介など職業に関するあらゆる相談に応じています。特にハローワークには専門の職員が配置されていて、障がい者の職業問題についてきめ細かな相談に応じています。

名 称	所 在 地	電 話	F A X
ハローワーク奈良	奈良市法蓮町387（奈良第3地方合同庁舎内）	0742-36-1601	0742-36-8011
ハローワーク大和高田	大和高田市池田574-6	0745-52-5801	0745-53-4141
ハローワーク桜井	桜井市外山285-4-5	0744-45-0112	0744-43-8609
ハローワーク下市	吉野郡下市町下市2772-1	0747-52-3867	0747-52-0406
ハローワーク大和郡山	大和郡山市観音寺町168-1	0743-52-4355	0743-55-0670

(2) 奈良障害者職業センター

障がいのある方に対して、ハローワークと協力して、就職に向けての相談、職業能力の評価、就職前の準備訓練から、就職後の職場適応のための援助まで、個々の障がい者の状況に応じた継続的なサービスを提供しています。

〒630-8014 奈良市四条大路4丁目2-4

T E L 0742-34-5335

F A X 0742-34-1899

(3) 障害者就業・生活支援センター

職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活、又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある方に対し、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携を図りつつ、身近な地域において必要な指導、助言その他の支援を行います。

名 称	所 在 地	電 話	F A X
なら西和障害者就業・生活支援センターライク	〒639-1134 大和郡山市柳2-23-2	0743-85-7702	0743-85-7703

2. 就業・雇用促進

障がい者の雇用促進や職業の安定は、労働施策総合推進法、職業安定法、障害者の雇用の促進等に関する法律、職業能力開発促進法などによって、次のような措置が行われています。

項 目	内 容	金額等	問い合わせ先
公共職業訓練 (施設内訓練)	障がい者に対して必要な技能を習得させることにより、就職を容易にし、職業の自立を図ることを目的とした訓練で、主として奈良県立高等技術専門学校で行っています。訓練期間は1年。 ※奈良県立高等技術専門学校 〒636-0212 磯城郡三宅町石見440 T E L 0745-44-0565 F A X 0745-44-1057	①訓練費用は無料 ②雇用対策法が適用される場合、要件によっては訓練手当(a～c)が支給される場合があります。 a 基本手当 (1日3,530～4,310円) b 受講手当 (受講1日につき500円 支給限度日数：40日分) c 交通費支給	ハローワーク (公共職業安定所)
公共職業訓練 (障がい者の多様なニーズに対応した委託訓練)	企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関などに委託して、障がい者が居住する地域において、就職に必要な知識や技能を習得するための訓練を実施しています。 実践能力習得訓練コース 訓練期間、訓練時間：標準1か月 (1か月あたり100時間程度)	訓練費用は無料	
職場適応訓練	作業環境に適応することを容易にするため、都道府県が事業所に委託して訓練を実施するもので、訓練修了後は、事業所に雇用されることを前提としています。訓練期間は通常6か月(重度障がい者は1年)以内	①訓練手当(訓練生) (1日3,530～3,930円) 受講手当 (受講1日につき500円 支給限度日数：40日分) 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 (事業主) 訓練生1人につき 月額 24,000円 (重度 25,000円)	
短期職場適応訓練 (職場実習)	実際に従事する仕事を体験させ訓練対象者に就業の自信を、事業主には対象者の技能程度、適応性の有無等を把握させ、作業環境に適応することを容易にするもので、都道府県が事業主に委託して行います。訓練期間は2週間(重度障がい者は4週間)以内	①訓練手当(訓練生) (1日3,530～3,930円) 受講手当 (受講1日につき500円) 交通費支給 ②職場適応訓練委託費 (事業主) 訓練生1人につき 日額 960円 (重度 1,000円)	

9 医療の相談・助成

1. 相談の窓口

- (1) 生駒市役所：生駒市東新町8番38号 TEL 74-1111 FAX 75-4879
- (2) 郡山保健所：大和郡山市満願寺町60-1 TEL 0743-51-0191(総務課) FAX 0743-61-5306
- 専門医による障がいの早期発見や特定疾患・精神保健福祉など総合的な保健福祉の相談に応じています。

2. 医療費の助成など

制度	対象者	助成の内容など
(1)心身障害者医療費助成制度	国民健康保険、各種社会保険に加入する1歳以上75歳未満の人で、次の①、②、③の方 ①身体障害者手帳1級および2級 ②療育手帳A、A1、A2 ③一定所得基準未満に該当する	保険診療の自己負担分を助成します。 ただし、入院時の食事費用は助成対象外となります。 (所得制限があります) 国保医療課 福祉医療係
(2)重度心身障害老人等医療費助成制度	後期高齢者医療制度等に加入している人で、次の①、②、③の方 ①身体障害者手帳1級および2級 ②療育手帳A、A1、A2 ③一定所得基準未満に該当する	保険診療の自己負担分を助成します。 ただし、入院時の食事費用は助成対象外となります。 (所得制限があります) 国保医療課 福祉医療係
(3)後期高齢者医療制度への移行	原則75歳以上の方が加入する制度ですが、65歳から74歳の方で、一定の障がい*があると広域連合が認めた方もこの制度に移行することができます。 ※一定の障がいとは ・障害年金1級および2級 ・身体障害者手帳1級から3級、4級の一部 ・精神障害者保健福祉手帳1級および2級 ・療育手帳A、A1、A2	医療機関の窓口で支払う自己負担割合が1割・2割・3割のいずれかになります。 国保医療課 福祉医療係
(4)自立支援医療(育成医療)	18歳未満の児童で、身体上の障がいを有する児童または現存する疾患がこれを放置するとき、将来に障がいを残すと認められる児童	保険診療の自己負担分の全部または一部を助成します。 ただし、指定医療機関において医療を受ける必要があります。 また、所得などに応じて負担上限があります。 障がい福祉課
(5)自立支援医療(更生医療)	18歳以上の身体障害者手帳の所持者で、手術などによって障がいの程度を軽くしたり、除去したり、障がいの進行を防ぐことが可能な者	育成医療と同じ。 障がい福祉課

制度	対象者	助成の内容など
(6)自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患またはてんかんがあるために、 通院による治療を継続的に必要とする 程度の状態である者	育成医療に同じ。 障がい福祉課
(7)精神障害者医 療費助成事業	(一般・後期高齢者) 各種医療保険に加入する精神障害者保 健福祉手帳 1 級または 2 級所持者	受給資格証の交付を受けた方に対して、保険診療 の自己負担分から一部負担金を控除した額を助成 します。ただし入院時の食事費用は助成対象外と なります。(所得制限があります)
	(精神通院) 国民健康保険の被保険者または社会保 険各法の被扶養者または後期高齢者医 療費制度の被保険者であって、(6)で自己 負担された方(生活保護受給者は除く)	精神通院の自己負担分から一部負担金を控除し た額を助成します。 (社会保険各法の被扶養者の方は、所得制限が あります) 障がい福祉課
(8)指定難病特 定医療	筋萎縮性側索硬化症など指定された疾 病の指定難病の患者	保険診療の自己負担分の全部または一部を助成 します。 ※平成27年1月から制度が改正されました。 指定難病認定患者が介護保険の下記のサービス を利用した場合の自己負担額は、公費助成の対 象となります。 〔 訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導、介護療養型医療 施設への入院(居住費および食費は対象外) 〕 郡山保健所
(9)特定疾患医 療	スモン、プリオン病(クロイツフェル ト・ヤコブ病のみ) ※劇症肝炎及び重症急性膵炎につい ては、平成27年1月以降は対象外で すが、引き続いて医療受給者証をお持 ちの方は対象となります。	保険診療の自己負担分の全部を助成します。 指定疾患認定患者が介護保険の下記のサービス を利用した場合の自己負担額は、公費助成の対 象となります。 〔 訪問看護、訪問リハビリテーション、 居宅療養管理指導、介護療養型医療 施設への入院(居住費および食費は対象外) 〕 郡山保健所
(10)小児慢性特 定疾病医療	18歳未満で悪性新生物・慢性腎疾患な ど指定された16疾患群の小児慢性特定 疾病の患者 (18歳以上20歳未満は更新のみ)	保険診療の自己負担分の全部または一部を助成 します。 郡山保健所
(11)未熟児養育 医療	身体の発達が未熟なまま生まれた1歳 未満の乳児が指定養育医療機関で入院 治療を受ける場合	保険診療の入院治療に要する医療費を市が負担し ます。ただし、所得に応じて後日自己負担金を徴 収します。 国保医療課 福祉医療係

3. 障害者総合支援法による更生医療・育成医療の 指定医療機関

令和8年1月1日現在

所在 市町村	名称	郵便番号	所在地	電話番号	担当する医療
生 駒 市	生駒市立病院	630-0213	生駒市東生駒1丁目6番地2	72-1111	腎臓（更生医療のみ）、 心臓脈管外科（更生医療のみ）
	アベクリニック	630-0221	生駒市さつき台2丁目451-33	76-8100	腎臓
	田中泌尿器科医院	630-0244	生駒市東松ヶ丘15番30号	75-2861	腎臓
	阪奈中央病院	630-0243	生駒市俵口町741番地	74-8660	腎臓、整形外科、 心臓脈管外科（更生医療のみ）
	近畿大 奈良病 学院	630-0293	生駒市乙田町1248番1号	77-0880	口腔、整形外科、形成外科、 脳神経外科、心臓脈管外科、腎臓、 小腸、肝臓移植、耳鼻咽喉科、眼科
	中谷矯正歯科	630-0252	生駒市山崎町4-5 NDAビル3F	74-5085	歯科矯正
	本多矯正歯科	630-0245	生駒市北新町12-38-202 ビアンブラッセ2F	71-8817	歯科矯正
奈 良 市	奈良県総合 医療センター	630-8054	奈良市七条西2丁目897-5	0742-46-6001	整形外科、耳鼻咽喉科、心臓脈管外科、 腎臓、口腔、免疫、小腸
	市立奈良病院	630-8305	奈良市東紀寺町1丁目50-1	0742-24-1251	整形外科、心臓脈管外科、 免疫、腎臓
	東大寺福祉療育病院	630-8211	奈良市雑司町406-1	0742-22-5577	整形外科
	西奈良中央病院	631-0022	奈良市鶴舞西町1番15号	0742-43-3333	整形外科、腎臓
	済生会奈良病院	630-8145	奈良市八条4丁目643番地	0742-36-1881	整形外科、腎臓
	氏井矯正歯科 クリニック	630-8115	奈良市大宮町1丁目1番28号	0742-23-4331	歯科矯正
	柏井クリニック	630-8114	奈良市芝辻町4丁目13-3	0742-34-5451	腎臓
	西の京病院	630-8041	奈良市六条町102-1	0742-35-1121	腎臓
	西の京病院 西大寺クリニック	631-0824	奈良市西大寺南町4-11	0742-52-3711	腎臓
	高の原中央病院	631-0805	奈良市右京1丁目3番地の3	0742-71-1030	腎臓、心臓脈管外科
	おかたに病院	630-8141	奈良市南京終町1丁目25-1	0742-63-7700	腎臓
	おうとくクリニック	630-8122	奈良市三条本町8-1	0742-32-0109	腎臓
	奈良東九条病院	630-8144	奈良市東九条町752	0742-61-1118	腎臓
	吉本医院	630-8115	奈良市大宮町6丁目5-5	0742-33-5111	腎臓
	近鉄奈良駅前 クリニック	630-8214	奈良市東向北町25-1 コンフォート吉村1階	0742-81-9330	腎臓（シャントに対する経皮的 血管形成術に限る）
	しんのクリニック	630-8136	奈良市恋の窪1丁目5-1	0742-87-0577	中枢神経
	浜中矯正歯科 クリニック	631-0036	奈良市学園北1丁目1-4 ならきん学園前ビル2F	0742-46-9410	歯科矯正
	西大寺高橋 矯正歯科	631-0821	奈良市西大寺東町2丁目1番55号 丸和西大寺ビル6F	0742-35-3566	歯科矯正
	しみず矯正歯科 クリニック	631-0805	奈良市右京1丁目4-2 サンタウンひまわり館3F	0742-70-3111	歯科矯正
	かみつじこども クリニック	631-0011	奈良市押熊町547-1 忍熊ビル2階	0742-48-0123	腎臓（腎臓移植後の抗免疫療法に限る）
永田眼科	631-0824	奈良市宝来町北山田1147	0742-45-2230	眼科	
はらだ糖尿病・腎・ 内科クリニック	631-0003	奈良市中登美ヶ丘三丁目 1番1番地1階	0742-52-1171	腎臓（腹膜透析に関するもの に限る）	
清和会クリニック	631-0041	奈良市学園大和町五丁目724-4	0742-52-1000	腎臓	

所在地	名称	郵便番号	所在地	電話番号	担当する医療
奈良市	おとなとこどもの歯並び 中山矯正歯科・小児歯科 西大寺	631-0824	奈良市西大寺南町2-4 サンスクリット西大寺101	0742-93-6266	歯科矯正
	たんしょう内科腎臓内科皮膚科クリニック	631-0065	奈良市鳥見町二丁目8-7	0742-46-8880	腎臓
	医療法人博愛会 松倉病院 (社団)	630-8314	奈良市川之上突抜町15	0742-26-6941	整形外科
大和郡山市	のぐち矯正歯科クリニック	639-1007	大和郡山市南郡山町520-18	51-1188	歯科矯正
	田北病院	639-1016	大和郡山市城南町2番13号	54-0112	整形外科、心臓脈管外科、腎臓
	森下眼科クリニック	639-1028	大和郡山市田中町766-1	51-1123	眼科
	壬生病院	639-1042	大和郡山市小泉町2356-1	85-6680	腎臓 (更生医療のみ)
	奈良厚生会病院	639-1039	大和郡山市椎木町769-3	0743-56-5678	免疫
天理市	高井病院	632-0006	天理市蔵之庄町470-8	65-0372	心臓脈管外科 (更生医療のみ) 腎臓
	天理よろづ相談所病院	632-8552	天理市三島町200	63-5611	眼科、口腔、 整形外科、形成外科、 心臓脈管外科、耳鼻咽喉科
	奥村クリニック	632-0033	天理市勾田町43-3	61-5666	腎臓 (更生医療のみ)
	天理メディカルクリニック	632-0072	天理市富堂町300番地57	0743-63-7695	腎臓 (更生医療のみ)
大和高田市	高田診療所	635-0096	大和高田市西町1-26	0745-23-1553	腎臓
	細山矯正歯科医院	635-0015	大和高田市幸町10-16	0745-52-3511	歯科矯正
	大和高田市立病院	635-8501	大和高田市磯野北町1番1号	0745-53-2901	腎臓 (更生医療のみ)
	奥野クリニック	635-0023	大和高田市日之出東本町20-18	0745-43-9700	中枢神経
橿原市	平成記念病院	634-0813	橿原市四条町827	0744-29-3300	整形外科、脳神経外科
	翠悠会診療所	634-0007	橿原市葛本町676-1	0744-26-2222	腎臓
	岡下矯正歯科	634-0045	橿原市石川町282-3	0744-28-4183	歯科矯正
	松川矯正歯科医院	634-0804	橿原市内膳町1-1-5 大通口ビル4F	0744-25-4541	歯科矯正
	藤原京クリニック	634-0074	橿原市四分町23番地	0744-20-0311	腎臓
	しらかしクリニック	634-0051	橿原市白橿町2丁目2211番地1	0744-51-0801	腎臓
	奈良県立医科大学 附属病院	634-8522	橿原市四条町840番地	0744-22-3051	眼科、耳鼻咽喉科、口腔、整形外科、 形成外科、中枢神経、脳神経外科、 心臓脈管外科、腎臓、腎移植、 歯科矯正、免疫、小腸、肝臓移植 (肝臓移植後の抗免疫療法に限る)

所在地	名称	郵便番号	所在地	電話番号	担当する医療
桜井市	吉江医院	633-0068	桜井市東新堂83番地の1	0744-46-3340	腎臓
	山本歯科医院	633-0067	桜井市大福79	0744-42-3110	歯科矯正
	済生会中和病院	633-0054	桜井市阿部323	0744-43-5001	整形外科、腎臓
	桜井透析クリニック	633-0076	桜井市大字大泉154-3	0744-46-2973	腎臓
五條市	田畑医院	637-0082	五條市中之町1617-1	0747-25-1211	腎臓
	五條病院	637-8511	五條市野原西5丁目2番59号	0747-25-1112	免疫
御所市	済生会御所病院	639-2306	御所市三室20	0745-62-3585	腎臓
香芝市	旭ヶ丘クリニック	639-0266	香芝市旭ヶ丘5丁目36-1	0745-71-5600	腎臓
	香芝透析クリニック	639-0252	香芝市穴虫880	0745-71-5535	腎臓
	香芝生喜病院	639-0252	香芝市穴虫3300番地3	0745-71-3113	腎臓
葛城市	かつらぎクリニック	639-2113	葛城市北花内616-1	0745-69-0801	腎臓
宇陀市	宇陀市立病院	633-0298	宇陀市榛原萩原815	0745-82-0381	腎臓、整形外科
平群町	菊美台クリニック	636-0906	生駒郡平群町菊美台1-10-13	0745-46-2221	腎臓（更生医療のみ）
三郷町	奈良県西和医療センター	636-0802	生駒郡三郷町三室1丁目14-16	0745-32-0505	心臓血管外科、腎臓
	王寺診療所	636-0811	生駒郡三郷町勢野東6丁目15番27号	0745-32-6588	腎臓
川西町	たつみ歯科医院	636-0204	磯城郡川西町唐院399-2	0745-43-2163	歯科矯正
田原本町	国保中央病院	636-0302	磯城郡田原本町宮古404-1	0744-32-8800	整形外科、腎臓
	奈良県総合リハビリテーションセンター	636-0393	磯城郡田原本町多722	0744-32-0200	整形外科
上牧町	奈良友誼会病院	639-0212	北葛城郡上牧町服部台5丁目2番1	0745-78-3588	腎臓（更生医療のみ）
王寺町	宮本矯正歯科医院	636-0002	北葛城郡王寺町王寺2丁目8-25	0745-73-4041	歯科矯正
広陵町	近藤クリニック 真美ヶ丘腎センター	635-0831	北葛城郡広陵町馬見北6-1-8	0745-55-7222	腎臓（更生医療のみ）
河合町	星和台クリニック	636-0081	北葛城郡河合町星和台2丁目1-20	0745-31-2071	腎臓
大淀町	中辻医院	638-0812	吉野郡大淀町桧垣本104番地の2	0747-52-8586	腎臓（更生医療のみ）
	南和病院	638-0833	吉野郡大淀町福神1-181	0747-54-5800	腎臓（更生医療のみ）
	南奈良総合医療センター	638-8551	吉野郡大淀町福神8番1	0747-54-5000	整形外科、腎臓、免疫

10 年金・手当・貸付

1. 年金・手当

障がい者を対象に支給される年金・手当には次のようなものがあります。

これらの年金・手当には、それぞれ障がいの程度や年齢・所得制限、他の年金との併給制限など、いろいろな支給条件が定められていますので、詳しくは担当窓口にお問い合わせ下さい。

(令和8年4月1日現在)

制度	対象者	給付額	支給制限	支給月
(1)特別障害者手当 障がい福祉課	20歳以上の在宅で重度または重複障がい者で日常生活において常時特別の介護を必要とする者	月額 30,450円 (令和8年4月より)	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・3か月以上入院している者 ※2	2月 5月 8月 11月
(2)障害児福祉手当 障がい福祉課	20歳未満の在宅重度障がい児で常時介護を必要とする者	月額 16,560円 (令和8年4月より)	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・障がいを事由とする公的年金を受けているとき	2月 5月 8月 11月
(3)児童扶養手当 児童総務課 庶務給付係	父(母)と生計を同じくしていない児童の母(父)や母(父)にかわってその児童を養育している者 また、父(母)がいても父(母)に重度の障がいがある場合 ※児童が18歳に達する日以降最初の3月31日まで ただし児童に重度の障がいがある場合は20歳まで	児童1人の場合 所得により 月額 48,050~11,340円 児童2人目以降の 加算額 所得により 月額 11,350~5,680円 令和8年4月1日現在	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・公的年金を受けることができるとき	1月 3月 5月 7月 9月 11月
(4)特別児童扶養手当 児童総務課 庶務給付係	下記の障がいを有する心身障がい児(20歳未満)を養育している者 ①おおむね身体障害者手帳1~3級および4級の一部 ②おおむね療育手帳A、A1、A2およびBの一部 ③その他①②と同程度の障がいと認められる者	1級 月額 58,450円 2級 月額 38,930円 令和8年4月1日現在	・所得制限 ※1 ・施設入所 ・児童が障がいを事由とする公的年金を受けることができるとき	4月 8月 11月

※1：毎年8月に受給者の方に所得状況調査を実施しています。期間内に提出いただけない場合、手当の支給を停止します。

※2：病院への3か月以上の入院など、手当の支給制限に該当する場合はすみやかに市役所までご連絡下さい。ご連絡がなく手当を多く受給された場合、該当期間分が返還となります。

制度	対象者	給付額	支給制限	支給月																
(5)障害基礎年金 (国民年金の場合) 国民年金窓口 第2号・第3号 被保険者期間中に 初診日がある場合 は年金事務所	国民年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、国民年金保険法施行令に定められた障害等級表（1級・2級）による障害の状態にあるもの。（障害者手帳の等級とは異なります） ※そのほか年齢や、保険料納付の要件等があります。	・1級 年額 1,039,625円 ・2級 年額 831,700円	・所得制限 （20歳前障害の場合）	2月 4月 6月 8月 10月 12月																
(6)特別障害給付金 国民年金窓口	①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済年金等の加入者）の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がい者に該当する方。 なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる方は対象外	・障害基礎年金1級に該当する方 月額 56,850円 ・障害基礎年金2級に該当する方 月額 45,480円	・所得制限	2月 4月 6月 8月 10月 12月																
(7)心身障害者扶養共済制度 障がい福祉課	障がい者の保護者が加入し、加入者が死亡等の場合に障がい者に年金が支給されます。 ①加入者の年齢が加入時65歳未満であること。 ②加入者が、知的障がい者(児)・身体障害者手帳1～3級の身体障がい者(児)またはその他の障がい者が前記のものと同程度と認められる者を扶養していること。 ※障がい者1人に対し、加入できるのは1人のみです。 掛金(2口まで加入可) 平成20年4月以降新規加入の方 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>加入年令</th> <th>掛金(1口当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満</td> <td>月額 9,300円</td> </tr> <tr> <td>35～39歳</td> <td>// 11,400円</td> </tr> <tr> <td>40～44歳</td> <td>// 14,300円</td> </tr> <tr> <td>45～49歳</td> <td>// 17,300円</td> </tr> <tr> <td>50～54歳</td> <td>// 18,800円</td> </tr> <tr> <td>55～59歳</td> <td>// 20,700円</td> </tr> <tr> <td>60～64歳</td> <td>// 23,300円</td> </tr> </tbody> </table>	加入年令	掛金(1口当たり)	35歳未満	月額 9,300円	35～39歳	// 11,400円	40～44歳	// 14,300円	45～49歳	// 17,300円	50～54歳	// 18,800円	55～59歳	// 20,700円	60～64歳	// 23,300円	月額 20,000円 (2口加入の場合は40,000円)		
加入年令	掛金(1口当たり)																			
35歳未満	月額 9,300円																			
35～39歳	// 11,400円																			
40～44歳	// 14,300円																			
45～49歳	// 17,300円																			
50～54歳	// 18,800円																			
55～59歳	// 20,700円																			
60～64歳	// 23,300円																			

2. 生活福祉資金の貸付

(窓口) 社会福祉協議会

TEL 0743-75-0234

生活福祉資金の貸付制度は、奈良県社会福祉協議会が実施主体となり、資金の貸付を通じて経済的な自立や在宅福祉の向上を図ることによって、住民の地域での安定した生活を支援します。

○対象 障がい者世帯

(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者が属する世帯)

※そのほか低所得世帯や高齢者世帯の方も同様の制度が利用できます。

○注意

- ・貸付をおこなうことにより経済的自立や生活自立に至る見込みがあること及び返済の計画が立てられることが利用の条件となります。

- ・それらを判断するため収入や支出、生活背景の聞き取りが必要となります。

- ・状況により利用できない場合もありますのであしからずご了承ください。

貸付の一覧 (福祉資金)

(令和8年4月1日現在)

資金の種類	主な資金使用目的	貸付限度額
福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内
	技能習得に必要な経費、その期間中の生計を維持するために必要な経費	6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年程度 580万円以内
	住宅の増改築、補修等、公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内
	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内
	負傷または疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年を超えないときは 170万円以内 1年を越え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円以内
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が1年を超えないときは 170万円以内 1年を越え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは 230万円以内
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	150万円以内
	冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内
	その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内
緊急小口資金	緊急かつ一時的な生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金	10万円以内

11 施設等の利用または入所をするには

施設の種類としては次のようなものがあります。

それぞれの施設名や連絡先、利用方法等については、障がい福祉課または各生活支援センター（P. 1）にお問い合わせください。

(施設の種類)

1 県立の利用施設

2 児童福祉施設

- (1) 福祉型障害児入所施設
- (2) 医療型障害児入所施設
- (3) 児童発達支援センター

3 障害児通所給付を行う施設・事業所

- (1) 児童発達支援
- (2) 放課後等デイサービス
- (3) 居宅訪問型児童発達支援
- (4) 保育所等訪問支援
- (5) 障害児相談支援

4 福祉ホーム

5 地域活動支援センター

6 自立支援給付を行う施設・事業所

- (1) 施設入所支援
- (2) 共同生活援助（グループホーム）
- (3) 自立訓練（機能訓練、生活訓練）
- (4) 就労選択支援
- (5) 就労移行支援（一般型）
- (6) 就労継続支援（A型、B型）
- (7) 就労定着支援
- (8) 自立生活援助
- (9) 宿泊型自立訓練
- (10) 生活介護
- (11) 計画相談支援
- (12) 地域移行支援
- (13) 地域定着支援
- (14) 短期入所
- (15) 療養介護

7 福祉センター

12 税の減免等

1. 相談の窓口

(1) 国 税

機関名	所在地	電話番号
奈良税務署	〒630-8567 奈良市登大路町81 奈良合同庁舎内	0742-26-1201

(2) 地方税

機関名	所在地	電話番号
課税課（市役所内）	〒630-0288 生駒市東新町8-38 1階13番窓口	74-1111 (内線7120)
奈良県自動車税事務所 自動車税第一課	〒639-1184 大和郡山市満願寺町60-1 郡山総合庁舎内	0743-51-0081
奈良県自動車税事務所 自動車税第二課	〒639-1037 大和郡山市額田部北町981-8 株奈良県自動車会館内	0743-57-0300
奈良県税事務所	〒630-8113 奈良市法蓮町757 奈良総合庁舎内	0742-20-4533

2. 税の減免など

(1) 国 税

（窓口）奈良税務署

区分	種類	内 容	金 額
所得税	障害者控除 （一般）	本人または配偶者、扶養親族が ◇身体障害者手帳3～6級 ◇療育手帳B、B1、B2 ◇精神障害者保健福祉手帳2・3級	所得控除 1人につき27万円
	特別障害者控除	本人または配偶者、扶養親族が ◇身体障害者手帳1・2級 ◇療育手帳A、A1、A2 ◇精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 1人につき40万円
	同居の特別障害者 （配偶者）扶養控除	同居の配偶者または扶養親族が ◇身体障害者手帳1・2級 ◇療育手帳A、A1、A2 ◇精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 同居特別障害者の場合 1人につき75万円
相続税	相続における 障害者控除	相続により財産を取得したとき、相続人が障がい者の場合は85歳に達するまでの年数により、税額から控除	税額控除 1年につき10万円 （特別障害者は20万円）

(2) 地方税

種 類	内 容	金 額	窓 口
市町村民税 県 民 税	前年中の所得が135万円以下の障害者	非課税	課税課
	・ 障害者控除（一般） ・ 特別障害者控除 それぞれ所得税障害者控除の要件に同じ	所得控除 ・ 障害者控除（一般） 1人につき26万円 ・ 特別障害者控除 1人につき30万円	
	同居の特別障害者（配偶者）扶養控除 所得税の要件に同じ	53万円	
事業税	重度の視力障がい者（失明者または両眼の視力が0.06以下の者）が行うあんま、はり、きゅう等医業に類する事業	非課税	県税事務所

(3) 医療費控除について

(窓口) 税務署

人工肛門のストマ（排泄孔）または尿路変向（更）のストマをもつ方の使用しているストマ用装具（消化器系、尿路系等）の費用が医療費控除の対象となっています。

※ 医師記入のストマ用装具装着証明書（用紙は障がい福祉課にあります。）にストマ装具代の領収書を添付して確定申告の際に提出または提示します。

(4) マル優制度（非課税貯蓄）

預貯金や国債などの利子は、原則20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収が行われますが、障がい者に該当する人の貯蓄の利子等については、一定の手続により次の非課税制度があります。

1 障がい者のマル優

非課税の対象となる貯蓄は、預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託および一定の有価証券です。

非課税となるのは、上記4種類の貯蓄の元本の合計額が350万円までの利子です。

2 障がい者の特別マル優

非課税の対象となる貯蓄は、国債と地方債です。

非課税となるのは、国債と地方債の額面の合計が350万円までの利子です。

これは障がい者のマル優と別枠になっています。

それぞれ、取引金融機関や取引証券業者にお問い合わせください。

(5) 自動車税

(令和7年11月1日現在)

種 類	内 容	金 額	窓 口																																															
自動車税 (種別割) ・ 自動車税 (環境性能割) ・ 軽自動車税 (環境性能割)	<p>○減免の対象となる自動車</p> <p>◇障がい者の方が所有する自動車で、かつ、次の①～③のいずれかに該当するもの (ただし、障がい者の方が18歳未満、療育手帳A、A1、A2、精神障害者保健福祉手帳1級の場合は、生計を同一にする者が所有する自動車でも対象となります)</p> <p>①障がい者の方が自ら運転する自動車 ②障がい者の方と生計を一にする方が運転し、障がい者の方のために継続的に使用する自動車 (生計同一証明書が必要です) ③障がい者の方を常時介護する方が運転し、障がい者の方のために継続的に使用する自動車 (常時介護の証明が必要です)</p> <p>◇障がい者の方の通学、通園、通院、通所、生業のために使用される車に限ります。 ◇減免できる自動車は、障がい者の方一人について1台 (軽自動車を含む) で、自家用自動車に限ります。 ※事業用は対象外です。</p> <p>○申請方法</p> <p>◇県自動車税事務所へ申請してください。詳しくは、県自動車税事務所へお問い合わせください。 ◇生計同一証明書や常時介護の証明は、市役所障がい福祉課で発行します。詳しくは事前にお問い合わせください。</p>			<p>◇ 奈良県自動車税事務所自動車税第2課 (074315710300)</p> <p>◇ 奈良県自動車税事務所自動車税第1課 (07431510081)</p> <p>※ (生計同一者・常時介護者運転の場合は市障がい福祉課)</p>																																														
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">障がいの区分</th> <th colspan="2">障がいの級別</th> </tr> <tr> <th>障がい者本人が運転</th> <th>生計同一者・常時介護者が運転</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>1級～4級</td> <td>1級～4級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>2級、3級</td> <td>2級、3級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障がい (喉頭摘出している人に限る)</td> <td>3級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td> <td>3級</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級、2級</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td>1級～6級</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td>1級～3級、5級</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい</td> <td>上肢機能</td> <td>1級、2級</td> </tr> <tr> <td>移動機能</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障がい</td> <td>1級、3級</td> <td>1級、3級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td> <td>1級～3級</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障がい</td> <td>1級～3級</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>知的障がい</td> <td colspan="2">療育手帳A、A1、A2</td> </tr> <tr> <td>精神障がい</td> <td colspan="2">精神障害者保健福祉手帳1級および自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者証の交付を受けていること。</td> </tr> </tbody> </table>	障がいの区分	障がいの級別		障がい者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転	視覚障がい	1級～4級	1級～4級	聴覚障がい	2級、3級	2級、3級	音声機能障がい (喉頭摘出している人に限る)	3級		平衡機能障がい	3級	3級	上肢不自由	1級、2級	1級、2級	下肢不自由	1級～6級	1級～3級	体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級	移動機能	1級～6級	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障がい	1級、3級	1級、3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級	肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級	知的障がい	療育手帳A、A1、A2		精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級および自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者証の交付を受けていること。		減免	
	障がいの区分	障がいの級別																																																
		障がい者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転																																															
	視覚障がい	1級～4級	1級～4級																																															
	聴覚障がい	2級、3級	2級、3級																																															
	音声機能障がい (喉頭摘出している人に限る)	3級																																																
	平衡機能障がい	3級	3級																																															
	上肢不自由	1級、2級	1級、2級																																															
	下肢不自由	1級～6級	1級～3級																																															
	体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級																																															
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級																																															
		移動機能	1級～6級																																															
	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸の機能障がい	1級、3級	1級、3級																																															
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級																																																
肝臓機能障がい	1級～3級	1級～3級																																																
知的障がい	療育手帳A、A1、A2																																																	
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級および自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者証の交付を受けていること。																																																	
軽自動車税 (種別割)	自動車税の減免要件に同じ	減免	市課税課																																															

13 公共料金等の割引

心身障がい者の方の生活範囲拡大と経済的負担の軽減を図るため、次のような公共料金等の割引制度があり、市内の公共施設等で障害者手帳又はミライロIDを提示することで利用できます。詳しくは、それぞれの機関等でお確かめください。

第 1 種	第 2 種
○身体障害者手帳（第1種）	○身体障害者手帳（第2種）
○療育手帳A（A1、A2）	○療育手帳B（B1、B2）
○精神障害者保健福祉手帳（1級）	○精神障害者保健福祉手帳（2級・3級）

1. 鉄道運賃の割引

対象	割引内容	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者	①手帳所持者が単独で利用する場合は、本人のみ片道101km以上の区間の普通乗車券について5割引 ②第1種の手帳所持者が介護者と共に利用する場合、距離制限なしに本人および介護者（介護者は1名まで）とも、普通乗車券、回数券、急行券（特別急行券を除く）について5割引 ③第1種の手帳所持者が介護者と共に利用する場合、本人および介護者（介護者は1名まで）とも定期券について5割引 ④定期券を使用する12歳未満の第2種の手帳の所持者が介護者ととも利用する場合、介護者（介護者は1名まで）のみ、定期券について5割引 ※12歳未満の障害児の運賃は、小児運賃の5割引ですが、定期券については割引なし	・手帳を提示し乗車券等を購入 ・②について大人が自動券売機で小児乗車券を購入して利用する場合、有人改札口にて乗車券とともに手帳を提示する。 *乗車中に手帳の提示を求められることもあります。 *JRについては、写真添付の手帳のみとなります。

※詳しくは、各交通機関窓口でお問い合わせください。

※スルッとKANSAI「特別割引用ICカード」

第1種の身体障害者手帳または療育手帳の所持者はスルッとKANSAI協議会加盟ICカード取扱交通機関等の路線で利用できる「特別割引用ICカード」が申請できます。詳しくは㈱スルッとKANSAI特別割引用ICカードサービスセンター（TEL 06-7730-9860）までお問い合わせください。

2. バス運賃の割引（奈良交通）

対象	割引内容	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付）の所持者	・障害者手帳の所持者が、本人の利用する、普通乗車券、現金、回数券、CI-CAバスカードについて5割引、定期券について3割引 ・第1種（身体・療育）と精神1級の手帳所持者が介護者と共に利用する場合、介護者（介護者は1名まで）についても普通乗車券、現金、回数券、CI-CAバスカードについて5割引、定期券について3割引 ただし、小児定期券、ひまわり回数券、ひまわりCI-CAバスカードについては割引なし	・乗車運賃支払時に手帳を提示する。

※特割CI-CAバスカード

各種障害者手帳所持者は奈良交通の車内の読取機で自動的に割引運賃を精算する「特割CI-CAカード」が申請できます。詳しくは奈良交通窓口までお問い合わせください。

3. コミュニティバス「たけまる号」運賃の割引

対象	割引内容	利用方法
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳（写真貼付）の所持者	5割引	・運賃支払時（降車時）に手帳又は、ミライロIDを運転士に提示 ・運行状況のお問い合わせ先 光陽台線、鹿ノ台線：奈良交通株式会社（TEL 78-5368） 門前線、西畑・有里線、北新町線、萩の台線、桜ヶ丘線 ：生駒交通株式会社（TEL 73-3131） ・その他のお問い合わせ先 生駒市役所 防犯交通対策課

4. タクシー運賃の割引

対象	障害者手帳所持者（身体・療育）
割引率	タクシー運賃の1割引
利用方法	手帳所持者が利用する場合に、タクシー乗務員に手帳を提示する。

※事業所によっては、精神障害者保健福祉手帳の所持者も対象になる場合があります。事前に事業所にご確認下さい。

5. 国内航空運賃の割引

対 象	障害者手帳保持者（身体・療育・精神）※年齢制限なり および介助者1名
割引内容	割引内容および割引適用条件は、各航空会社（国内線）により異なりますので、各社ホームページ等でご確認ください。
利用方法	手帳の提示ほか

6. 有料道路通行料金の割引

対 象	①障がいのある方本人（身体障害者手帳の所持者に限る。）が運転する自動車。 ②第1種の身体障害者手帳または療育手帳の所持者が乗車し、障がい者本人以外の方が運転する自動車。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 登録できる（軽）自動車は障がい者1人につき1台です。 自動車検査証等の所有者欄に障がい者本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等の「個人名義」があるもの。法人名が記載されているものは対象になりません。ただし、割賦購入（ローン）等の場合は、自動車検査証等の使用者欄に本人などの個人名が記載されている場合は対象となります。
割引率	・通常の有料道路通行料金の5割引
利用方法	<ul style="list-style-type: none"> 事前に割引のための登録手続きをする必要があります。（手帳にシールを貼付します。） E T Cの割引登録をしなかった場合→料金所にて係員に手帳を提示、確認を受けて割引。 E T Cの割引登録をした場合→割引登録したE T Cカード・車載器で、E T Cレーンを無線通行すると自動的に割引。
割引対象車1人1台要件緩和について	<ul style="list-style-type: none"> 自動車を保有されていないまたは事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、事前登録されていない自動車（親族や知人等の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシーなど）でも割引が適用されます。 ※要件によっては、割引が適用されない場合があります。 ※業務利用車両等は対象外です。 ※事前登録されていない自動車での利用は、割引登録申請のうえで、料金所係員に手帳の必要事項が記載された箇所を提示してください。 ※事前にE T C登録された方は、現金等でお支払いされる場合または事前に登録されていない自動車（知人の車やレンタカー等）であっても、手帳と登録済E T Cカードを必ず携帯してください。 ※自動車を保有されていない方も、本割引の適用には事前の申請手続きが必要です。 ※自動車登録なしでも申請手続きができます。
申請に必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳または療育手帳（いずれも原本） ②自動車検査証 ③運転免許証（第2種の身体障害者手帳所持者のみ） ④【E T Cを利用する場合のみ】E T Cカード（障がい者本人名義のもの。障がい者が未成年で第1種の手帳の場合、親権者の名義でも可。ただし、満18歳になると、本人名義カードが必要となります。） ⑤【E T Cを利用する場合のみ】E T C車載器管理番号が確認できるもの（E T C車載器セットアップ申込書・証明書等）
割引有効期限	<ul style="list-style-type: none"> 割引制度には有効期限があります。（貼付シールに記載されます） 更新手続は、割引有効期限の2か月前からできます。 更新手続に必要なものは、上記、新規申請と同じです。E T Cカード・車載器に変更がない場合は④⑤は不要です。 登録事項の変更手続きは随時。上記①②と変更のあった③～⑤をお持ちください。
申請窓口	・障がい福祉課
お問合せ	<ul style="list-style-type: none"> 有料道路E T C割引登録係 T E L 045-477-1233（受付時間：平日9時～17時） F A X 045-474-1110

◎2023年3月27日から、E T C利用登録者の方は、オンライン申請での手続きも可能となりました。
 オンライン申請をされると障がい福祉課窓口での申請は必要ありません。
 オンライン申請受付サイト（URL）<https://www.expressway-discount.jp>

7. NHK放送受信料の減免

免除の種類	対 象	問い合わせ先
全 額 免 除	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持つ人が世帯構成員であり、世帯すべての人が市町村民税非課税の場合	NHK奈良放送局営業部 平日10：00～17：00 TEL 0742-30-0500 FAX 0742-30-0530
半 額 免 除	NHKの契約者が世帯主であり、かつ、次の①か②の場合 ①世帯主が視覚障がいまたは聴覚障がいの身体障害者手帳所持者である場合 ②世帯主が身体障害者手帳（1・2級）・療育手帳A、A1、A2・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者である場合	

8. 点字郵便物等の無料および割引の扱い

種 類	内 容	割引内容	窓 口
点字郵便物の無料扱い	次の郵便物で開封とするもの ①点字郵便物（点字のみを掲げたものを内容とするもの） ②盲人用の録音物または点字用紙等を内容とする郵便物で、日本郵便が規定する点字図書館、点字出版施設等（盲人の福祉を増進することを目的とする施設）から差し出しましたはこれらの施設にあてて差し出されるもの	無料	郵便局 ※料金などの詳細は郵便局にお問い合わせください。
心身障がい者用ゆうメール	図書館と重度の身体障がい者、または重度の知的障がい者との間で、冊子とした郵便物を貸し出し、返本する場合に利用する冊子小包	一般の料金より低い料金になります。	
点字ゆうパック	盲人用点字のみを掲げたものを内容とする小包	一般のゆうパック料金より低い料金になります。	
聴覚障がい者用ゆうパック	聴覚障がい者のためのビデオテープ・DVD等で、聴覚障がい者と郵便局が指定する施設との間で発受される小包	一般のゆうパック料金より低い料金になります。	

9. NTTの番号案内の無料案内、携帯電話の割引

種 類	対 象	内 容	窓 口
NTTの番号案内（104番）料の無料	次の手帳所持者 ◇視覚障がい1～6級 ◇肢体不自由1・2級（下肢障がいを除く） ◇聴覚障がい2・3・4・6級 ◇音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3・4級 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳	事前にNTTに届け出た電話番号・暗証番号をオペレーターに告げ、無料対象者であることを確認のうえ、無料で番号案内を行います。	ふれあい案内事務局 TEL 0120-104174 FAX 0120-104134
携帯電話基本使用料の割引	次の手帳所持者 ◇身体障害者手帳 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳	基本使用料等の割引を受けることができます。 割引額は各会社によって異なります。	各通信事業者店舗

10. 生駒ふるさとミュージアム特別展観覧料無料

対 象	割 引 内 容	利 用 方 法
以下の障害者手帳所持者及び介助者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	特別展・企画展観覧料が無料になります。	入館の際、窓口にて手帳又は、ミライロIDを提示する。

11. 市営自動車駐車場料金の免除（生駒駅南、生駒駅北地下、ベルテラスいこま）

対 象		割引内容	利用方法・窓口
障がい者本人が運転する場合	次の手帳所持者 ◇身体障害者手帳1級～4級 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳	料金免除	出庫時に、係員を呼び出していただき、各種手帳又はミライロIDを提示してください。 ご利用にあたっては各駐車場にお問い合わせください。 ・生駒駅南 75-6500 ・生駒駅北地下 75-1114 ・ベルテラスいこま 74-1144
介護者が運転し、障がい者が同乗している場合	次の手帳所持者 ◇身体障害者手帳1級～2級 ◇療育手帳 ◇精神障害者保健福祉手帳		

12. 市営自転車駐車場利用料金の減免（生駒駅前、生駒駅前第2、生駒駅南、生駒駅北、谷田、谷田第2）

対 象 者	次の手帳所持者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
割 引 内 容	定期利用料金の半額を減免 （1回ごとの半額での利用はできません）
利 用 方 法	事前に自転車駐車場の定期券発行機で申請のうえ利用する 購入時には各種手帳等を提示してください。
窓 口	ご利用にあたっては指定管理者の（株）アーキエムズにお問い合わせください。 0120-9235-21

13. 生駒山麓公園施設の使用料の減免

（令和8年4月現在）

対 象 者	施 設 名	内 容	窓 口
次の手帳所持者とその介助者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 （ミライロIDの提示でも可）	生駒山麓公園	ふれあいセンター浴場	手帳等提示時 免除 （同性の介助者2名まで免除）
		野外活動センター	手帳等提示時 個人利用料 半額 （介助者1名まで半額）
		フィールドアスレチック	手帳等提示時 半額 （介助者1名まで半額）
		ふれあいセンター （附属設備を除く）	手帳等提示時 半額 （介助者1名まで半額） ※事前申請の必要あり
		駐車場	手帳等提示時 免除 （1台のみ）
			各施設

14. 市民プール等の使用料の減免

(令和8年4月現在)

対象者	施設名	内容	窓口
次の手帳所持者とその介助者 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・障害福祉サービス受給者証 (ミライロIDの提示でも可)	イモ山公園プール	手帳等提示時 免除 (介助者2名まで免除)	各施設
	井出山屋内温水プール 「きらめき」	16歳以上：割引あり 幼児、15歳以下：免除 (介助者1名まで免除)	
	市内各体育施設 ※適用には団体ごとの利用者登録が必要	手帳等提示時 半額 (青少年利用を除く)	

15. 県立公共施設等の主な減免

施設等名称	TEL	FAX
奈良県立美術館	0742-23-3968	0742-22-7032
奈良県立民俗博物館	0743-53-3171	0743-53-3173
奈良県立万葉文化館	0744-54-1850	0744-54-1852
奈良県立橿原考古学研究所附属博物館	0744-24-1185	0744-24-1355
奈良国立博物館	050-5542-8600	0742-26-7218
奈良県立図書情報館	0742-34-2111	0742-34-2777
奈良労働会館	0742-26-6900	0742-26-6905
奈良県産業会館	0745-22-2727	0745-22-0561
奈良県立橿原公苑	0744-22-2462	0744-25-1559
奈良文化財研究所飛鳥資料館	0744-54-3561	0744-54-3563
若草山	0742-22-0375	0742-24-1706
奈良春日野国際フォーラム	0742-27-2630	0742-27-2634
中和労働会館（奈良県産業会館内）	0745-22-2727	0745-22-0561
スイムピア奈良	0743-57-2782	0743-57-2783

※詳しくは各施設にお問合わせください。

・障害者手帳アプリ「ミライロID」とは

「ミライロID」とは、株式会社ミライロが提供している、障がいのある方に向けたスマートフォン用アプリです。

事前に障害者手帳の情報を登録することで、スマートフォン画面に手帳情報が表示できるようになり、障害者手帳の提示に代えて、施設や店舗で障害者割引を受けることができます。

※登録できる障害者手帳は、顔写真が添付されているものに限りです。

詳細はミライロIDのホームページをご確認ください。

- ・ミライロID（株式会社ミライロ）

<https://mirairo-id.jp>

14 市内にある障がい者団体等の紹介

(窓口) 障がい福祉課

敬称略 (令和7年11月1日現在)

	団体名	活動の内容	連絡先等
1	生駒市身体障害者福祉会	身体障がい者が自ら進んでその障がいを克服し、障がい者同士連携を持ち、情報交換しながら社会参加ができるよう講習会・交流会等を行う。	山田 耕三 TEL 090-8825-6031 FAX 70-1238
2	生駒市障害児・者を守る連合会	障がい児・者をもつ保護者が相互親睦を図り、障がい児・者の社会自立を支援し、医療・福祉・教育との連携を行う。	安田 まゆみ TEL 79-3608 FAX 79-3608
3	生駒市手をつなぐ育成会	知的障がい児・者の権利と家族を守り医療・福祉・教育の拡充に努め、障がい児・者の社会自立を促進することを目的に研修・学習を行う。	安田 まゆみ TEL 79-3608 FAX 79-3608
4	生駒市肢体不自由児者父母の会	肢体不自由児者を持つ保護者の相互親睦を図り、医療・福祉・教育等の面で、より一層の向上を目指し、肢体不自由児者も明るく楽しく生きていける社会を作ることを目的とした活動を行う。	世良 桂子 TEL 79-9740 FAX 79-9740
5	生駒地区精神障害者家族会(ひだまり家族会)	会員が語り合い支え合って精神障がい者の医療保健福祉についての学習と精神障がい者とその家族の生活と人権を守るための諸活動を行う。	楠本 起久子 TEL 76-7249 FAX 76-7249
6	生駒市聴覚障害者協会	聴覚障がい者の人権を尊重し、住みやすい町づくりと生活の向上と社会福祉増進、手話に対する理解向上を図ることを目的に学習会、親睦会、手話講座・普及活動等を行う。	山本 <small>こういち</small> 興一 FAX 77-6653
7	生駒市難聴者協会	中途失聴・難聴者の福祉の向上を目的として親睦・懇談会・学習会等で情報交換しながら社会活動を行う。さらに、市内障がい者団体と繋がり交流を深める。	古川 博子 FAX 76-8757
8	北和地域腎友会	透析治療の成否は自己管理が上手にできるかどうかにかかっている。自己管理の経験を語り合い、明るく楽しい透析ライフにすることを目的に活動している。	間木 茂樹 TEL 0745-60-3944 FAX 0745-60-3944
9	福祉団体生駒希望の会	パーキンソンなどの難病、脳疾患系病、慢性疾患についての知識を深め患者の医療、福祉、療養生活の充実、QOL(生活の質)の向上を図ることを目的に講演会、勉強会、音楽健康活動等を行う。会員は当事者・家族・支援者で活動している。誰でも参加できる健康講座を偶数月に生駒市福祉センターで開催している。	福中 眞美 TEL 090-8826-1409 FAX 79-2474
10	いこま視覚障がい者(スバル)の会	月1回、生駒市福祉センターで、視覚障がい者やその家族が集まり、悩みや問題、日常生活の工夫点など情報交換を行い、交流する。	向井 <small>くにひろ</small> 國廣 TEL 090-7093-5124

15 福祉に関するボランティア登録団体の紹介

福祉、教育、環境保全など社会のさまざまな分野における市民公益活動の生駒市内の拠点となるのが市民活動推進センターららポートです。ここでは、ららポートに登録している団体のうち、保健、医療または福祉の増進をはかる活動をされている団体をご紹介します。

(窓口) 市民活動推進センターららポート

T E L 75-6000

F A X 75-0151

(令和8年2月1日現在)

	団 体 名	活 動 の 概 要
1	生 き 活 き 会	「かるくスポーツ」を通じての世代交流や高齢者に運動と脳トレを促進する。
2	生駒有里健康クラブ	少林寺拳法の動きを使った運動プログラムにより健康な身体をつくる活動
3	いこまグリーンフレンド	介護事業所やサロンで園芸、季節に合わせた講習会をする。
4	生駒市手話サークルかしの木	手話を学びながら交流し、ろう文化や様々な問題の学習を行う。
5	生駒精神障がい者後援会ひだまりクローバー	精神障がい者の活動に対する資金援助、啓発活動を行う。
6	いこまハート工房	高齢者・障がい者宅など困っていることへ日曜大工の技術を生かしお手伝いをする。
7	生駒笛吹クラブ	リコーダー演奏を通して、サロン・施設などでボランティア活動をする。
8	一般社団法人イーデンホール	精神・知的障がい者対象に生活介護事業・日中一時支援事業・訪問看護事業を行う。
9	一般社団法人ひらく	学生や進路に迷う方を対象にした様々な体験を提供する。
10	一般社団法人 無限	障がいのあるこどもたちの放課後や療育支援を行うデイサービスの運営
11	一般社団法人リトルパイン総合型地域スポーツクラブ	こどもからシニアまで、世代に応じて楽しめるスポーツ・文化活動の場を、地域と一緒につくる。個人だけでなく、同世代・異世代・家族・地域で楽しめる活動をめざす。
12	with Ryoma's smile	病氣と闘っているこどもとその家族を応援し、みんなを笑顔にすることを目的とした活動
13	笑 み の 会	高齢者・障がい者・ひとり暮らしの家や介護施設に訪問してお話し相手をする。
14	歌唱の会 (歌の道・ハートの会、歌ごころ・絆の会)	演歌や童謡のカラオケなど、歌を通じて高齢者施設やサロンで合唱する。
15	キャンナス生駒	看護や介護で疲れているご家族の代わりに介護のお手伝いをする。
16	傾聴ボランティアほほえみがえし「生駒」	高齢者を対象に傾聴活動をする。「その人らしさにうなずきを！」を常に心がけている。
17	けんぞう倶楽部®	高齢者の方々に、健康体操（転倒予防体操、認知症予防体操など）を実施している。

18	幸楽ボランティア	デイサービス幸楽内で利用者と、お茶会・お話し会・音楽などを楽しんだり傾聴を行う。
19	コスモールいこま	精神障がいのある人・家族の生活相談やサービスの相談を行う。
20	さんさん会	残り布を利用し、小物を製作し高齢者の施設等に提供する。
21	指定障害福祉サービス事業所 ひだまり	精神障がい者を対象に就労に向けたパン事業の運営、清掃、委託などを行う。
22	社会福祉法人 ぶろぼの生駒事業所	障がい者の就労支援・障がい児のキャリア教育を行う。
23	手話サークル どんぐり	聴覚障がい者に手話を習い、コミュニケーションをとる。
24	手話サークルハーブ	手話の学習を通して、聴覚障がい者と聴者が交流し、様々な活動を行う。
25	つどい場“笑”	食事を作り、一緒に食べ、住み慣れた場所で楽しんでいただける居場所の提供をする。
26	特定非営利活動法人 生駒の地域医療を育てる会	医療・かかりつけ医・介護など地域医療に関わる課題についての学習会を開催する。
27	特定非営利活動法人 SDGs 奈良	地域の人々を繋ぐ事業、企業の社会貢献のサポート・産官学民のマッチング機能の確立・地域コミュニティ等の推進で、誰一人取り残さない地域の実現をめざす。
28	特定非営利活動法人 コドモオフィス	発達障がいのある子どもが自分らしく能力を発揮し、社会の一員として自立した生活を送ることができるよう、個々に応じた継続的な支援を提供する。
29	特定非営利活動法人 市民活動サークルえん	こどもからシニアまでハンディキャップのある無しに関わらず、誰もが活躍できる社会を目指すため、社会とつながりにくい人たちや障がい児者のサポートとその受け皿となるNPO団体等の支援を行う。
30	奈良県断酒連合会 生駒断酒会	断酒を継続しながら、断酒したいと望む人に断酒の喜びを伝え、又、断酒を知らない人に啓発活動を行う。
31	ナルク奈良・生駒地区	地域の方々のお困りごと、サポートを必要とする施設・団体に対し、清掃・傾聴・防犯・見守り等のボランティア活動を提供する。
32	ニューヨークカンフー	武術を通じて、社会体育活動の普及と自立型人間の育成を目指すとともに、外国人支援・障がい者支援を行う。
33	非営利団体ゆるり	心と体の健康をテーマに活動し、高齢者を中心に孫世代もみんなが集える場所をつくる。
34	ひだまり家族会	精神障がい者と家族の学習会、交流会、福祉の充実を図る活動を行う。
35	ひまわりの集い	知的障がいのあるチャレンジド（障がい児者）との交流や社会参加のサポート活動
36	福祉団体 「生駒希望の会」	難病者対象の健康講座や高齢者対象の音楽療法を行う。
37	ライトフレンズ生駒	盲導犬・介助犬のマナーコートの縫製をする。
38	夢の国	ぬくもりを感じる手づくり布おもちゃ・絵本等を製作し、図書館・保育所等への寄付、サークルや個人に貸し出しする。

16 視聴覚障がいに関する活動をしているボランティアグループ

福祉センターで活動する視聴覚障がいに関する活動をしているボランティアグループをご紹介します。

(窓口) 福祉センター

T E L 73-0700

F A X 73-0294

(令和7年6月1日現在)

	団 体 名	活 動 の 概 要
1	点 訳 グ ル ー プ な か ま	視覚障がい者に関する福祉センター事業への協力。
2	手 話 サ ー ク ル カ ン ナ	手話の学習を通じて聴覚障がい者と交流。福祉センター行事等で手話コーラス等を行う。
3	点 訳 グ ル ー プ や ま な み	パソコンを使っでの点訳活動。点字広報いこまちや市議会の動きなどの点訳。小学校への点字の出前授業。
4	要 約 筆 記 い こ ま	中途失聴者、難聴者の社会参加をサポートするため、「書いて伝える」わかりやすい文字による支援のほか交流等も行う。
5	音 訳 グ ル ー プ 生 駒 や ま び こ	視覚障がい者が希望する本・雑誌等の録音図書作成や対面音訳活動。
6	音 訳 グ ル ー プ く さ ぶ え	「声の広報いこまち」や障がい福祉のあんない「声のあゆみ」の作成。市長選挙・市議会議員選挙公報の音訳。
7	手 話 サ ー ク ル ハ ー ブ	聴覚障がい者との交流を楽しみながら手話を学ぶ。手話でコミュニケーションができる地域を目指した啓発活動やボランティア活動を行う。
8	手 話 サ ー ク ル か し の 木	手話に興味のある人や手話ボランティア活動をする人が、聴覚障がい者とともに学び、交流を行う。

17 主要連絡先

施設名	電話番号	F A X 番号
生 駒 市 役 所	74-1111 (代表)	74-1600 (障がい福祉課)
生駒市社会福祉協議会	75-0234	73-0533
生駒市福祉センター	73-0700	73-0294
生駒市権利擁護支援センター	73-0780	—
生活支援センターあけび	71-6117	71-6127
生活支援センターかざぐるま	75-1460	75-1462
生活支援センター コスモールいこま	73-7000	73-7660
生活支援センターあすなろ	75-0525	75-0531
こども家庭センター こどもサポート係	73-1005 (代表)	73-5583
奈良県庁	0742-22-1101 (代表)	0742-22-1814 (障害福祉課)
奈良県身体障害者・知的障害者 更生相談所	0744-32-0200 内線116 0744-32-0210 直通	0744-32-0650
奈良県中央こども 家庭相談センター	0742-26-3788	0742-26-5651
奈良県精神保健福祉センター	0744-47-2251	0744-42-1603
奈良税務署	0742-26-1201	—
奈良県自動車税事務所 自動車税第二課	0743-57-0300	0743-57-0166
奈良県自動車税事務所 自動車税第一課	0743-51-0081	0743-54-3232
郡山保健所	0743-51-0197	0743-52-6095
奈良年金事務所	0742-35-1371	0742-35-0638
奈良県警察本部 FAX110	—	0742-27-1110 (緊急用)
生駒警察署	77-0110	—
生駒市消防本部	73-0119	73-0111
生駒市図書館(本館)	75-5000	73-3600
図書館北分館	71-3332	71-3351
図書館南分館	77-0005	77-0022
生駒駅前図書室	73-7611	73-7620
鹿ノ台ふれあいホール図書室	78-9973	78-9974

身体障害者障害程度等級表（太実線より上は第1種を、下は第2種を表す。）

別表1

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害		音声機能、言語機能またはしゃく機能の障害	肢 体 不 自 由				内 部 障 害							
		聴覚障害	平衡機能障害		上肢	下肢	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 上肢機能 移動機能	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害	
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力によって測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座ったり上肢を使用することができないもの	不随意運動・失調等により日常生活動作が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能により自己の日常生活活動が制限されるもの	じん臓の機能により自己の日常生活活動が制限されるもの	呼吸器の機能により自己の日常生活活動が制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能により自己の日常生活活動が制限されるもの	小腸の機能により自己の日常生活活動が制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活活動が制限されるもの	肝臓の機能により日常生活活動が制限されるもの
2級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2. 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ)が28度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により座位または起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がるのが困難なもの	不随意運動・失調等により日常生活動作が制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活活動が制限されるもの	肝臓の機能による免疫機能障害により日常生活活動が制限されるもの
3級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のものを除く。 2. 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能またはしゃく機能の喪失	1. 両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパー関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により家庭内での日常生活活動が制限されるもの	心臓の機能により家庭内での日常生活活動が制限されるもの	じん臓の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活活動が著しく制限されるものを除く)	肝臓の機能による日常生活活動が著しく制限されるものを除く)
4級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のものを(3級の2に該当するものを除く。) 2. 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3. 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2. 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能またはしゃく機能の著しい障害	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等により日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害により日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能による日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1. 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2. 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3. 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4. 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5. 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節・肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5センチメートル以上または健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等により日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの							
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1. 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2. 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級					1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3センチメートル以上または健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	<p>1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定せられているものは、該当等級とする。</p> <p>2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。</p> <p>3. 異なる等級について二つ以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して、当該等級より上位の級とすることができる。</p> <p>4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5. 「指の機能障害」とは、中指指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。</p> <p>6. 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。</p> <p>7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p>															

障 がい 区 分 別 該 当 施 策 一 覧 表

[参 考]

別表2 (その1)

障がい区分 施策名		⑤ 日常生活の支援									⑥ 社会参加の促進												
		補 装 具 費 の 支 給	日 常 生 活 用 具 の 給 付	小 児 慢 性 特 定 疾 病 児 童 等 日 常 生 活 用 具 給 付 事 業	難 聴 児 補 聴 器 購 入 費 の 助 成	福 祉 向 け 住 宅 へ の 入 居	F A X 1 1 9 ・ N E T 1 1 9	電 話 リ レ ー サ ー ビ ス	文 字 表 示 電 話 サ ー ビ ス (<small>ヨメテル</small>)	手 話 リ ン ク	生 駒 市 障 が い 者 等 交 通 費 等 助 成 制 度 (<small>生 き い き フ ー ボ ン 券 配 布 事 業</small>)	手 話 通 訳 者 の 派 遣	要 約 筆 記 者 の 派 遣	通 訳 ・ 介 助 員 の 派 遣	盲 ろう 者 向 け 通 訳 ・ 介 助 員 の 派 遣	失 語 症 者 の 意 思 疎 通 支 援 者 の 派 遣	重 度 障 が い 者 入 院 時 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 支 援 事 業	自 動 車 運 転 免 許 取 得 費 の 助 成	自 動 車 改 造 費 の 助 成	点 字 ・ 声 の 広 報	点 字 ・ 声 の あ ゆ み	中 途 失 明 者 等 生 活 訓 練 事 業	
記 載 ペ ー ジ		23	23	26	27	27	28	31	31	31	32	32	32	32	32	33	33	33	33	33	33		
身体障がい者(児)	障がい別区分なし			○		○ 1~4級					○ 1・2級												
	視 覚 障 がい	○	○											○						○ 1・2級	○ 1・2級	○ 1・2級	
	聴 覚 ・ 平 衡 機 能 障 がい	○	○		○ 聴覚軽・中度		○ 聴覚	○ 聴覚	○ 聴覚	○ 聴覚		○	○	○ 聴覚			○						
	音 声 ・ 言 語 ・ そ し ゃ い く 機 能 障 がい	○	○				○ 音声・言語	○	○	○				○	○					○ 1・2級			
	障がい別区分あり	肢 体 不 自 由	上 肢	○	○												○	○					
			下 肢	○	○												○	○					
			体 幹	○	○												○	○					
			脳 原 性 上 肢	○	○												○	○					
			// 移 動	○	○												○	○					
	内 部 障 がい	心 臓																					
		じ ん 臓		○																			
		呼 吸 器		○																			
		ぼ う こ う ・ 直 腸		○																			
		小 腸																					
		免 疫																					
肝 臓																							
知 的 障 がい 者 (児)	療 育 手 帳 A		○			○					○					○							
	療 育 手 帳 B					○					○												
精 神 障 がい					○						○ 通院者のみ												
制 限	所 得 制 限	○	○	○	○	○												○					
	年 齢 制 限 等		○																				
	そ の 他		○ <small>じん臓は 腹膜透析のみ</small>		○ 修理は対象外												○ <small>意思疎通の 困難な者</small>	○ <small>免許証に条 件が付され ている者</small>					

(注) この一覧表は、各種施策を障がい区分別にまとめたものですが、他に種々の要件がありますので、詳細については各記載のページを参照してください。

別表2 (その2)

障がい区分	施策名	⑥ 社会参加の促進					⑨ 医療								⑩ 年金・手当・貸付										
		生活訓練強化事業	身体障害者補助犬の貸与	図書館での対面音訳サービス	デイジー図書	駐車禁止規制等の適用除外	郵便等による不在者投票	心身障害者医療費助成	重度心身障害老人等医療費助成	育成医療	更生医療	精神通院医療	精神障害者医療費助成事業	指定難病特定医療	小児慢性特定疾病医療	特別障害者手当	障害児福祉手当	児童扶養手当	特別児童扶養手当	障害基礎年金	心身障害者扶養共済制度	生活福祉資金の貸付			
記載ページ		34	34	34	35	36	37	41	41	41	41	42	42	42	42	46	46	46	46	47	47	48			
身体障がい者(児)	障がい別区分なし							○ 1・2級	○ 1・2級	○						在宅重度重複障がい者で日常生活において常時特別の介護を必要とする者	在宅の重度障がい児で常時介護を必要とする者	○ 1級及び2級の 一部	○ 1～3級及び 4級の一部	○ 1～3級程度	○ 1～3級	○			
	視覚障がい	○	○	○	○	○ 1～4級の1				○															
	聴覚・平衡機能障がい	○	○			○ 2級、3級				○															
	音声・言語・そしゃく機能障がい	○	○							○															
	肢体不自由	上肢		○			○ 1～2級の2				○														
		下肢		○	1～2級		○ 1～4級	○			○														
		体幹		○		○ 1～3級			1・2級			○													
		脳原性上肢		○		○ 1～2級						○													
		// 移動		○		○ 1～4級						○													
	内部障がい	心臓						○		○			○												
		じん臓					○	○				○													
		呼吸器					○	○																	
		ぼうこう・直腸				1～3級	○	○																	
		小腸					○	○			○														
		免疫					○	○			○														
肝臓						○	○			○															
知的障がい者(児)	療育手帳 A					○		○										○ 一部	○	○ 一部	○	○			
	療育手帳 B																	○ 一部	○ 一部	○ 一部	○	○			
精神障がい					○1級					○		○ 1・2級						○ 一部	○ 一部	○ 一部	○	○			
制限	所得制限							○	○	○	○		○			○	○	○	○	○		○			
	年齢制限等		○					1歳以上 75歳未満	後期高齢者 医療の受給者	18歳未満	18歳以上			○		20歳以上	20歳未満	18歳未満	20歳未満	20歳以上	加入時保 護者が65 歳未満				
	その他		県内1年以上 在任者	一人での読書 が困難な者	紙での読書 が困難な者										指定難病者			小児慢性 特定疾病者							

施策名		12 税の減免					13 公共料金等の割引																
		所得税・相続税の軽減	住民税の軽減	医療費控除	軽自動車税の減免	自動車税および	鉄道運賃の割引	バス運賃の割引	「たけまる号」運賃の割引	タクシー運賃の割引	国内航空運賃の割引	有料道路通行料金の割引	有料道路通行料金の割引	NHK放送受信料の減免	NHK放送受信料の減免	点字郵便物等の無料および割引の扱い	案内、携帯電話の割引	NTTの番号案内の無料	市営自動車駐車場料金の免除				
記載ページ		50	51	51	52	52	53	53	53	53	54	54	54	55	55	55	55	56	56				
身体障がい者(児)	障がい別区分なし	○	○		○ 本人運転	○ 生計同一者等運転	○	○	○	○	○	○	○	○ 本人運転	○ 介護者運転	○ 半額免除	○ 全額免除			○ 本人運転 1～4級	○ 介護者運転 1～2級		
	障がい別区分あり	視覚障がい				○ 1～4級	○ 1～4級									○							
		聴覚・平衡機能障がい				○ 2・3級	○ 2・3級									○ 聴覚							
		音声・言語・そしゃく機能障がい				○ 3級の 一部	—																
		肢体不自由	上肢				○ 1・2級	○ 1・2級									○						
			下肢				○ 1～6級	○ 1～3級									○						
			体幹				○ 1～5級	○ 1～3級									○					○ 1・2級	
			脳原性上肢				○ 1・2級	○ 1・2級									○						
			// 移動				○ 1～6級	○ 1～3級									○						
		内部障がい	心臓				○	○															
			じん臓				○	○															
			呼吸器				○	○ 1・3級	○ 1・3級														
			ぼうこう・直腸				○	○															
			小腸				○	○															
			免疫				○	○															
知的障がい者(児)	療育手帳 A	○	○		○	○								○	○	○	○			○	○		
	療育手帳 B	○	○													○				○	○		
精神障がい	○	○		○ 1級 (通院者のみ)	○ 1級 (通院者のみ)	○ (一部写真添付のみ)	○ (写真貼付のみ)	○ (写真貼付のみ)		○				○ 1級	○					○	○		
制限	所得制限															○							
	年齢制限等																						
	その他																				○ 世帯主が 手帳所持者 市民税非 課税世帯		

あゆみ 障がい福祉のあんない（令和8年版）

発行 令和8年4月
編集 生駒市障がい福祉課
〒630-0288 生駒市東新町8番38号
電話 0743-74-1111(内線7260,7270)
FAX 0743-74-1600